

ならば、わが国の農業は結局は壊滅をする、そういう意味におきまして土地問題の規制ということでは、私は食糧法と並べてそれ以上に大事な問題であるというふうに考えております。

しかしわが国の農業のいろいろな背景というのが、ただいま申し上げましたような形で変わってきております。そうなりますと、今日まで農家の所得というものを、農業経営を通しての所得というものを、米に集中されておりますように、価格政策に基本的には依存をして今日までやってきた、こういう問題が一つの限界に到達しておるということは率直に認めざるを得ないと思うわけでございます。したがいまして、これからほんとうに日本の農業を長期的に展望する場合には、何と申しましても、価格政策の安定ももとより基本的必要でございすけれども、より以上に大事なことは生産構造政策と申しますか、いわゆる農業経営を強靱なものにしていく、体質を改善する、こういうことが農業所得につながる一番基本的な長期的なプログラムでなければならぬというふうに理解をいたしておるわけでございます。しかもそれは高地価あるいは資産的な保有、こういうような農民の現在与えられておる環境の中で、この問題をどういうふうに打開していくかということであるかと思ひます。いわゆる高能率、高生産、高所得の農業をどういうふうにわが国の農業の中においてつくり上げていくかということが、一番中心の課題でございます。そのためにはやはり一つは、自立経営あるいは企業的な経営というものは、自立にわが国の農業の中につくり上げていくかということが一つの問題であり、またこのような国土の中におきまして農業が小さな形で密集している、こういうものをまとめまして、いわゆる集団的な生産組織と申しますか、農協の営農団地と申しますか、そういうような形で組織の確立と、この二つをやはり軸としてこれからは日本の農業の展望をつくり上げていく、こういうことが基本的に大事な問題であるというふうに考えております。

そのためには、何と申しましたも一番大事な問題は、優良農地を集团的に確保をする。何でもかんでもという意味ではございません。とにかく優良集団農地だけはあくまでも確保をしていく、こういう前提に立つて土地問題に対処しなければならぬのではないか。特に長期的にものを考えますと、現在米の生産調整で十一万八千ヘクタールを減らすという問題が政府の施策でございますけれども、長期的に考えますと、現在のようなわずかに五百万ヘクタール程度の農用地で、わが国の長期展望に対する土地問題は、これは不足をするということとは認識してかからなければならぬ問題であり、長期的にはやはり外延的な土地の拡大を含めまして、米は余っておるかもしれませんが、けれども、ほかのものは全部足りないというのが現状でございます。国民食糧を安定的に供給をしていく、しかも国際的な環境の中で強靱な農業をつくり上げながら長期的な展望をつないでいくということとなりますと、私は、ロングランには農地はもっともっと拡大されるべきである、しかもそれは優良な集団農地として確保されるべきである、こういうふうな見解に立つておるわけでございます。そういう意味におきましては、わが国の狭いこの国土を合理的に全体として土地利用計画をどう立てるかということが基本であると思えますけれども、この問題は全総計画その他でいろいろな構想が政府からも出ておりますけれども、長期的にはああいう一つの構想の一環として農用地の確保ということが考えられなければならないというふうに考えております。

しかし当面の優良農地の確保の問題は、御案内のように一つは都市計画法がすでに制定をされまして、都市地域の線引き問題がいま日程にのぼっております。いま一つは、前回の国会におきまして農業地域振興法が制定をされております。この二つを当面は軸として、農地の利用計画というものを、集団的優良農地を確保する、こういう視点上に立つてこの二つの立法を軸として今日取り組んでおるのが現状でございます。したがって先ほど

申しましたような自立経営の育成なりあるいは集団的な生産組織の確立なり、こういう問題は、この農振法なりあるいは都市計画法、そういうもののに基づきまして優良農地を確保し、その中におきますところの農用地の流動化、これが基本的に大事な問題になるかと思うわけでございます。

農地法あるいは農協法の今回提出されております改正問題は、この問題に着目して立法され、この委員会が審議をされておるといふうに私は理解をいたしております。

特に農地法の改正におきましては、現状追認というようないろいろな声もございますけれども、とにかく農地法の第一条の精神にいわゆる農地の合理的保有をはかるという一つの問題を入れまして、現状との関連におきましてわれわれが長期的にものを考える場合の農用地の移動に対する権利の調整等の緩和を含めまして、いわゆる自立経営の育成なり集团的農業組織の確立、こういう問題に指向するための、いままでの農地法の隘路を緩和し打開をする、こういう方向で改正案が出ておると思います。また積極的な意味におきましては、いわゆる農地の保有合理化事業というものを掲げまして、これを実施するために、いわゆる合理化法人を考え、これを農地を農地としての移動をする場合の一つの公的な機関として指定をするという考え方がございます。しかも、かつて農地管理事業団法が出まして国会におきまして廃案になりましたけれども、これは国が一元的に全体を初めからスタートを切ることにつきましては、かなり地方の実態にそぐわないではないか、こういう国会の御意見等を含めまして、とにかく地域、地域の実態に即応してこの問題に手をつけていく。しかしこれはあくまでも、合理化法人として公的なものがこの問題に対応するという思想は変えておらないと思います。このことは非常に前向きな農地法に対する追加規定であるというふうに、私は理解をいたしております。

ない、こういう問題に対応いたしまして、いわゆる草地の利用権の設定という前向きな規定もあるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、農地法の今度の改正の体系ができておる。いろいろ御意見等はあると思いますが、大局的な流れにおきまして最も今日必要であり、前向きの改正であるというふうに私は理解をいたしておるわけでございます。

農協法につきましては、あとで官協会長もおいでになりましたいろいろお話があると思います。

一つは、やはり集团的な生産組織の育成というような問題に対応いたしまして、組合員の委託によりまして農業経営をみずから営むことができる、こういう一つの前向きな問題点がございます。

また今回業務の範囲に二つの問題が追加規定をされたことは、御承知のとおりでございます。一つは、農地の供給事業を行なうことができる。すなわち買い取りあるいは売り渡しというものを、農地を農地として行なうことが、農協もできる。

いま一つは、農住都市その他のいろいろ農協の構想がございますけれども、これらの関係におきまして、転用農地の売り渡しあるいは区画変更ということが原則として組合員の委託に基づいて行なわれる。この二つの規定が前国会とは違ひまして追加になっておるわけでございます。これらの問題は若干あとで申し上げますけれども、非常に重要な問題点を農地法との関連で持っているというふうに理解をいたしておるわけでございます。

そこで少し問題の方向を変えまして、米の生産調整が今日日程にのぼっておりますけれども、これと農地政策の関連におきまして若干意見を述べておきたいと思ひます。

私は、土地問題を考える場合に米の問題が非常に緊急で大事である、この点につきましては認識は同じでございますけれども、このことと土地問題の長期問題を混同して、何か全体として農業が後退をする、こういうような印象を今日与えていることは、きわめて遺憾に存するわけでございます。先ほども申しましたように、長期的にはわが

国の農用地は足りない、もっと造成をしなければならぬ、こういう基本的な線に立つて、短期的に米の過剰問題をどう片づけるかというふうなことで、百五十万トンの問題が出ておる。そのうち百万トンはいいわけですが、あとの五十万トンは、いわゆる十萬八千ヘクタールの水田をつぶす、こういう問題との関連におきまして、なんとなく農業はもうこの辺で後退をするという印象を与えておることは、私はきわめて遺憾に感ずるわけでございます。

この問題をめぐりまして農業外の資本がむちゃくちゃに農業側に無計画に進出をしてくるということが一つの大きな流れになりますと、その勢いというものは、先ほど申し上げましたような、優良農地にまでどんどんはびこってくるというふうな勢いになってはたいへんである、こういうことを非常に心配をいたしておるわけでございます。そういうような面におきまして、この問題に対応する具体的な措置をいたしまして、特に私の所属している農業会議所におきましては、先般会長会議におきまして二つ三つの重要な問題点を政府に指摘をいたしておるわけでございます。

いかに生産調整で十一万ヘクタールの農地を転用しなければならぬという事態におきましては、無原則的な転用であつては絶対に相ならない。いわゆる計画的な土地利用区分、こういう問題を含めまして、優良農地はあくまでも確保するのだ、特に集团的な優良農地は確保するのだ、こういう視点に立つて、この問題の転用基準の緩和はそういう姿であるべきである、この点に関しましては、皆さま御案内のとおり、すでに転用基準の緩和につきまして先般次官通達が出されておるわけでございますが、これにつきましてはわれわれの意のあるところを政府にも十分伝えまして、暫定措置として、当面緊急の具体的な措置であるという形におきまして、適切な形での、緩和というところに歯止めを十分つけましてこの問題をやっ

ておるといふ意味におきまして、私どもはこれを了承するわけでございますけれども、ただ政府が

そういう考え方をとりましても、末端の、すみずみにおきましてこの問題をさらに打ち破つて、大きな流れの中でいわゆるスプロール的な形におきまして優良農地にまで転用の問題が入り込んでいくというふうなことのないうちに、政府におきましては厳に、この問題は今後の転用規制の緩和の限界というものをひとつ十分指導をしていただきまして、そういう方向にならないようにお願いをいたしたいというふうな考えをおるわけでござい

ます。それと関連があるわけでございますけれども、いわゆる投機的な形におきましてこの農地取得という問題が、この十一万ヘクタールの問題と関連をいたしまして、先ほど申しましたように、非常に大きな勢いで農村を荒らす、農地を荒らす、こういう問題に対しまして、ひとつ厳にいまのような姿におきましてこれを抑制していくということが必要であると思ひます。

第二の問題は、現在問題になっております産業の地方分散、工場、工場の地方進出の問題と農地保全政策との関連でございます。

もちろんこれからのわが国の農業は、特に農村地域社会の発展ということを考えますと、これだけ過密の形におきまして人口が太平洋ベルト地帯を中心として集中し、また工場がそういうところに立地をする、こういう姿をもつ工場の地方分散という形におきまして、中小都市が、いわゆる農工調和という形におきまして地域社会が発展するということにつきましては、いさ非常に大事な政策課題である、そういう意味におきましては工場の地方分散措置は私は賛成でございます。

しかしながら、その場合に大事なことは、やはり先ほど申しましたように、農業振興地域法と都市計画法、この二つの問題をからめまして優良農地は十分に確保できる、こういう姿の中におきましてこの問題の調和というものを土地利用の観点から非常に注意してかからなければならぬ。

このために、一つの問題は、都市計画法は現在八百町村におきまして指定されるということに

なっております。大部分の市町村というものがまだこの問題の適用が行なわれません。そういったしますと、農振法だけで農業地域を守る、しかしこの問題につきまして計画的な指定がありますので、全体の地域に及ぼすには五年ほどかかる、こういう問題がございます。

工場の地方分散は歓迎すべき問題でございますけれども、その立地のあり方につきましては、やはり中小都市を含めまして、全体としての土地利用計画というものを何らかの方法で緊急に立てるべき問題ではないか。

第三番目の問題が、私どもが一番基本的な問題として、先ほどの農協法におきまして二つの条項が追加されたという問題との関連で実はいろいろ議論を呼んだ問題でございます。

農地の流動化、規模拡大、これは先ほど申しましたように、農地法を軸といたしまして基本的にこの問題がこれから前進しなければならぬ問題でございますけれども、このことは一元的な公的機関が統一的に行なうということが私どものもの考え方でございます。したがって、農協法の改正をされまして、農協が新しくできるという場合に一元的に統一的にコントロールするということ、この問題をどういうふうな調整をするかというところが基本的に解決されなければならぬ、こういう視点に立つておるわけでござい

ます。

今回、当委員会におきましても、すでに政府からこの辺の問題の説明がいろいろあったというふうな考えますけれども、私どもも農協とわれわれの系統と農林省と三者でこの問題はいろいろ協議をいたしました。少なくとも農地の流動化問題は、私どもの言う一元的なコントロール、これが可能な範囲におきまして策定をする。一方におきましてこの問題と、農協が農地の取得をするという問題の調整を具体的に行政の措置におきまして行なっていく、こういう問題が結論でございます。

具体的に申し上げますと、農地法で農地の保有合理化事業の一環として、とりあえず県段階にいわゆる合理化法人ができることになつております。これはすでに予算措置さえつけられておるわけでございます。初めの考え方は、まず県段階をスタートをして、それから逐次いろいろな問題を考えたらいよいよないかな、こういう考え方が前国会までの農地法の考え方であつたと思ひます。今回農協法が改正されまして、農協も規模拡大なりあるいは集团的組織の確立のために農地の供給事業を行なうことができる、こういうことになつたわけでございますけれども、これはあくまでも合理化法人の一環としてこれを位置づけるという点で私どもは理解をいたしておるわけでござい

ます。その場合、県段階だけではなくて市町村の段階におきましてもこれができるといふことになるわけでございます。その場合には、町村と農協と二つの問題が町村段階にはございます。この問題は一つは町村におきましては両者が十分調整をしていく、これを知事が合理化法人としてどちらを指定するかというところは、町村の調整に基づいて行なう、あくまでも農協が何でもかんでもやれるということではなくて、いわゆる合理化法人の一環として指定を受けるという性格においてこの問題が行なえるということに相なつておるというふうな私どもは理解をいたしております。

そういう意味におきまして、農協がほんとうに営農団地その他の問題等を踏まえて、その地域の農業経営の規模拡大なりあるいは集団組織の育成なり、そういう問題に具体的に立ち向かうというふうな、農協におきまして合理化法人の一環としてこの問題を認めるということにつきましては、私どもも当初いろいろ議論はありましたが、今日これはこれを了承をいたしておるわけでござい

この問題は従来の方式に私は当然戻るべきであると思ひますけれども、そういう転用の制限のワツの中におきましてこの問題が取り扱われる、そしていゆる農住都市構想等の問題が進展をするというところにつきましては、現在の農村の実態あるいは都市と農村の関係、そういう面から見まして当然農協がこれを扱ってしかるべき性質のものであるというふうにいたしまして、私どももこれに對しては理解を示しておるといふのが現在の実情でございます。

以上いろいろ申し上げましたが、時間も参りましたので、この程度でやめますが、前回の国会におきまして審議をされました問題に、今回は特に農協法の改正で二点が追加になる、こういう問題をめぐりまして、農地法の、特に農地保有合理化事業との関連におきまして両団体において若干意見の食い違いがございましたけれども、この問題につきましては、完全に政府と三者の関係におきまして意見の調整が行なわれており、したがって、私は結論的に農地法、農協法が国会こそ何とかひとつ成立をいたしました、いわゆる生産構造政策の具体的な法的なルールが確立をするというところにつきましては、長い間の念願がこの国会におきまして確立いたしますように、ぜひ皆さま方の御審議を十分お願いをいたしまして、われわれの希望に沿うような方向でこの結果をぜひお願いをいたしたいということを最後に申し上げます。御清聴まことにありがとうございます。(拍手)

○草野委員長 ありがとうございます。

次に、野口参考人をお願いいたします。

○野口参考人 野口でございます。今日は、農地法並びに農協法の一部改正に関する法律案について意見を述べようというところでございます。まず意見を申し上げるに先立ちまして、近年激動の渦中にごさいますわが国の農業の今後の諸方策等につきまして連日御審議を賜っており、諸先生に、その御熱意に對し、町村長の立場から深く感謝の意を表する次第でございます。

まず、農地法、農協法の改正につきましては、結論から申し上げますと、両法案とも久しく御審議を重ねておられるものでございますが、私も町村長といたしましては、今日の農業の実態から見ましてぜひとも必要な措置であると考えて賛意を表しており、国会の御審議にあたりましては、今日まで早期に成立を見ますよう諸先生にお願いを申し上げておりました、今国会におきましてはすみやかに結論をいただき、実施に移していただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

そのおもな理由といたしましては、まず最近における経済の高度成長に伴ひまして国民の生活水準は年々向上の一途をたどりつつございますけれども、農業の面におきましては、従来のような零細な経営規模のままにおきましては、土地の生産性あるいは労働生産性に限界がございまして、農業所得のみではどうも家計費を充足いたしかねる状況にございます。これがために、最近とみに出かせぎでございまして、か、そういう形が全国的に広まりつつございます。農業と他産業と二またをかけるような不安定な中途はんばな状態にありましては、農業の近代化も進みがないのでございまして、さらに一方、他産業への雇用の条件も改善されたとは申されないであります。さらに、健康の問題あるいは子弟の教育の問題、いろいろ悪影響を生じつつございます。したがって、どうしても農家の就業状態を改善し、他産業への就業を安定化するという処置も必要でございまして、特には農業に定着をして農業でいこうとするものの規模の拡大を促進することが目下重要な課題であらうと考えています。

都市化現象の進行、過疎過密の拡大等によりまして、土地利用の動きが激しくなっております。都市近郊地域におきましては、特に農業で立つとうとするもの、健全な農業を維持しようとするものの考え方がかなえられないような情勢になっておりまして、そうした堅実な考え方で進もうとする農家を守るための諸施策が必要であらう、こ

う考えます。さらにまた、過疎地域におきましては適正な工場配置を進めることによって農家所得の充足、そして地域産業の発展をはかることが必要であらうと考える次第であります。これらにつきましては、新都市計画法あるいは農業振興地域整備法といふものが制定されて、地方の工場立地の促進が考えられつつありますけれども、こうした動きに對しまして、農地と農家が対応しやすくするための農業側の農地法あるいは農協法の改善が当然必要となると考えるものでございます。

最近におきまして、貿易の自由化の拡大、米の生産調整などのこの事態は、農家にとっては今後の農業経営をどのように考えたらよいのか、そういう新しい不安を与えつつあるわけでありまして、私も町村長といたしましては、わが町の、わが村の農業をどのように今後進めていこうとしようのか、こういう問題、あるいは町や村の中にあります農業関係諸団体の適正な発展そして運営、これをどのように進めたらよろしいのか、こういう問題を、これは特に農業を主要な生産基盤としたとしております町や村だけに、農業の振興と地域社会の発展をどのように結びつけたらよいのか、このようにならずかしの問題と当面いたしておるわけでありまして、私も村の農業をどのように進めていくか、こういうことを考えました場合に、まず農業の基盤でございまして農地の問題がきわめて重要になってまいります。今後農業で行こうとする者、農業に定着しようとする意欲の高い農家、これが現行法におきましてはその規模の拡大がきわめて円滑を欠いておる実情にございまして、他に転業した者の農地も円滑に意欲の高い、規模拡大をこいねがう農家に流れてこない実情、法を無視したやみ小作等の芽ばえ、このようなことを改善、合理化いたしまして、ほんとうに農業で今後やっていくところとする農家のために円滑に農地が流れてくるような処置が必要でございまして、

このような点から今後の農業を考えます場合に、現場の実態をとらえていただきまして、農家の動き、これらに合ったような農地法や農協法を実現していただきたいと思うわけであります。こうしたルールの整備をやらない限り、今後の私どもの村づくり、町づくりの計画あるいはその将来の展望が立たないわけでございます。

以上のような考え方に立ちまして、今日議題となつております農地法並びに農協法の改正法案につきまして賛成の意を表する次第であります。一日も早い成立を御期待申し上げ、諸先生の御審議をお願い申し上げます。以上で、御審議をお願い申し上げますが、一言所見を申し上げます。(拍手)

○草野委員長 ありがとうございます。

以上で両参考人の御意見の開陳は一応終わりました。

○草野委員長 宮脇参考人がまだ見えておりませんから、この際、お二人に対する質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。千葉七郎君。

○千葉(七)委員 野口さんにお伺いをいたします。野口さんの御意見では、現行の農地法の規定では農地の、経営規模の拡大は不可能というふうな御意見でございましたが、あなたの町の農地の所有の形態はどのようになっておるのでございましょうか。大体三町歩程度の農家は全農家戸数の何%くらいになっておるか、あるいは一町から二町程度の中農の占める割合はどの程度になっておりますか、一町以下の小農の規模のパーセントはどの程度か、お知らせを願いたいと思います。それから、あなたの町村はどの程度でございますか。あわせてお知らせを願いたいと思います。

○野口参考人 私の村は茨城県でございます。霞ヶ浦の北岸に位しております茨城県で最も規模の小さい村でございます。人口わずか五千でございます。平均耕作面積は一町一反でございます。比率は村全体といたしましては水田六〇%、畑四〇%という比率でございます。で、三町以上の農家

は、二戸でございます。最近村内に工場が進出したしまして、そのほうへの就業者が逐次増加しつつございます。その場合に、工場に就業した者の農地が農業専業で行こうとする農家に流れないかという事実でございます。と申しますのは、小作地にこれを提供いたしますと、現行法では、率直に申し上げまして永久に戻ってこないという点がございまして。したがって粗放的にこれを保有している、こういう形でございまして、これが法律の改正等によりまして、さしあたりは農地を必要としないけれども、しかるべき時期にはまた安心して耕作できるということであれば、さしあたり拡大をはかろうとする者に円滑に流れていくという事実を申し上げた次第であります。

○千葉(七)委員 三町歩以上の、政府で言っておる自立経営農家はあなたの村では、二戸程度しかないということであれば、現行農地法で経営規模の拡大はできないということにはならないのじゃないかという感じがするのですが、その点はいかがですか、御見解をお聞かせ願います。

○野口参考人 先ほど申しましたように、現行法では、いまは必要としないけれども、十年後には子弟の育成等によって農業経営に進める、こういう農家があるわけでありまして、これを一人手放しますと戻ってこないというのが現行法でございます。したがって一定期間これを他にゆだねる、そういうことによって、差しあたり拡大をはかろうとする者の規模が拡大できる、こういう考え方でございます。

○千葉(七)委員 官協さんおいでになったそうですから、あとでまたお伺いします。

○草野委員長 ただいま官協参考人が御出席になられましたので、両案についての御意見を承りたいと存じます。

官協参考人には、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を審議いたしておりますが、両案について参考人の御意見を承り、その審査に資したいと存じております。

ただいまより両案につきまして忌憚のない御意見を承りたいと存じますが、御意見はおおむね二十分程度にお願いすることとし、そのあと委員からの質疑があればこれにお答えいただくことにいたします。

それでは、官協参考人の御意見をお述べ願います。

○官協参考人 官協でございます。

きょう私が会長をしております中央酪農会議の定時総会がございまして、時間がおくれましたこととおわび申し上げます。

なお、このような席へ出るのは初めてでございます。同時にまたいろいろ用務に取りまぎれておりました、はたして意見として御参考になり得るかどうかもはなはだ疑問でございます。したがって非常に大まかなことを申し上げるかと思っておりますが、御寛容をいただきたい、かように思います。

まず第一は、農業協同組合法の一部を改正する法律案をこの国会に政府からお出しになっておるようでございますが、私も農業協同組合の日常運営の立場に立つ者としていたしまして考えておりますことは、御承知のように日本の社会経済情勢が急速に変化をいたしておりますし、とりわけ経済発展は著しいものがございます。農業協同組合はそのような情勢の中で、昭和二十三年に法が施行になりまして以来、それぞれの、言うならばかつての旧村の区域でもって設立されかつ発足してまいっております。県によりましては、旧村の一町村に二つ以上の農業協同組合があるところもござい

ました。また現にあるところもあると思っております。そういう農協の地域、よって立つ区域がきわめて狭隘なところであり、同時に、農家である組合員が家数にして三百戸前後というところが大体おおむねの規模でございます。そういう中で発足当時から今日まで参ったので

ありますが、かねがね御案内のように、情勢は急速に変化をいたしております。それに対応するためには、どうしてもやはり農協の規模を拡大してまいらなければならぬ。これを要求する要素としての、私は大きく言って二つあると思うのであります。

その一つは、最近の農業は御承知のように、資本装備を充実しなければならぬやっております。三反百姓、五反百姓でも、やはり耕うん機を買い、あるいは脱穀機を買いというふうな形をやっております。さらに最近はそのような状態ではいけないからというので、協業等の形で出ていく、あるいは最近の畜産、青果等のはこれまた御案内のような状況であります。だんだん規模が拡大をされてまいります。農地としての経営規模の拡大はなかなか容易じゃございせんけれども、資本の充実により投資の量の拡大によつては、畜産等でありまして、とりわけ養鶏採卵あるいはブローラー等でありまして、相当な羽数を飼育することが可能でございます。そういう状況であります。右に金が要る。それらの金をまかなうに足るといことが一つのやはり目安でございます。

第二の問題は、資本とともに技術が要請をされてまいります。最近の組合員農家としましては、相当技術的進歩も著しいものがございます。同時にまた世界的な、国際的な視野の中にも、日本的な視野の中にも、新技術というものがどんどんと進んでおりますので、それらに立ちおくれないようにどう農協は各個々の組合員に対する技術指導、営農指導をやっていくか、これも非常に重要でございます。ところが三百戸程度の組合員をもってする規模の単協におきましては、組合員からの要望に對しまして技術者の頭数をそろえておくというふうなことは経営上なかなか困難であつた。だから稲作の技術者も、畜産の技術者あるいは青果の技術者も何もかも兼ねたようなものが一人おたりおらなかつたり、こういう形ではやはり日本農業の前進をほんとうにやらなければなら

ない単協の場としては、これは困るということでございます。まずそれらの技術陣容もなるたけひとつ整備していくというため、これらの点が非常に組合員の要求として組合に上がつてくるのでございまして、そういったものを組織上どうこなししていくかということになります。やはりこれは農協の合併、単協の合併によって進もうということでもって、先生方の御努力で農協合併助成法がすでに時間切れになりましたけれども生まれまして、それ以来相当単協の合併が促進されてまいつたのでございます。合併が促進されてまいりますと、大きいところでは一万に近い農家戸数を数える。小さくともやはり、二農協程度の合併のところもございまして、おおよそ四つ、五つという合併になります。あるいは最近の動向では二千から六千の範囲というものが多くなるとしておるものでございます。こうなりますと、何といたしまして物理的に、総会等で六千の人間を寄せるの三千を寄せるのということになります。合併農協の地区で講堂あるいは公会堂、公民館等ございましたも、おおよそやはり五、六百人というのが会議らしいことが物理的に限界でありまして、それ以上のところは物理的にもなかなか収容でき得る施設もまれである。また会議でございますから、喧騒の中に進んでいくというわけにはまいりませんので、なるたけ会議らしい会議が持てるという条件も必要でございます。こういう点から当然に、組合員の意思がうましく民主的にながつていくことを前提にいたしまして、総代制等が必要となつてまいっておりますのでござい

ます。この点は何としても、経済的にも大きくなつていく、規模も拡大されていくという中でこの一つの現実の問題が今後進んでいく。それからもう一つの問題は、組合員のために組合員がつくる民主的農協でなければならぬ、踏みはずしてはならない、この民主制をどう維持していくかという二つのかねがねの問題だと思つております。最近では、もちろん全国平均ではございせんけれども、だんだんと兼業と申しますか、農閑期

における他へ出かせぎと申しますか、あるいは自宅通勤ではございますけれども、おつとめになる方々が多くなってきた。そういう状況で、私も、単協の総会にわが県ではできる限り出ておりますが、もう正会員であるおやじさんはめったに出ていらつしやらない、おばあさんであるとか、あるいはおじいさんであるとかいう方々が、隠居役に顔を出すという形が相当顕著に見られております。こういう状況でございますので、私どもの組織内部の指導の方向といたしましては、なるだけ部落等を中心にして、総会等で議案になる問題あるいはその他の問題を、夜行つて部落座談会を十分徹底して、それでもつて、そこへ出てくる総代の方々に部落の意見を集約してきてもらつて、それが民生的に反映できるような形で総代会議を持つようにという配慮をいたしておるのでございます。この点が欠けたいと申しますと、農業協同組合自体は組合員のものでございますから、農民の理解と協力によって存立するのでありますが、その民生的という基盤が、単に総会の会場というところになりまして、いろいろ制約がございまして総代制をとつていただく以外に手はないと思ひますけれども、その総代が出てくるまでの下地は、これはがつちりと民生的に十分納得のいく手だてを講じて、その土台の上に立つてお越しいただくという形で運用してまいるのが適当であらうと考えておるのであります。

なお第二は、これも社会経済情勢の急速な変化によつて生じてまいつたことと申しますが、いわゆる農業協同組合が農地を農地として委託を受けて経営をしていくという場合が一つ、それからもう一つの問題は、農地を農地以外の用に供する場合に、この取得、保有、売却ができるというふうなことをぜひお願いしたいというところを、先般来私からも政府御当局にお願いを申してまいつたのであります。この点はとかくの御心配をいただく向きもございまして、ございまして、私は今日のような情勢のもとにおきましては、少なくとも米の生産調整等をいたさなければならぬと

いうような情勢の中で、単なる形で一般のデベロッパー等の跳梁にゆだねてしまつて、農地の壊廃——他の用途に供されていくということになりますと、農業の生産基盤は根底から破壊される。今後の方向はいやおうなく、これは機械化であり、近代化である。その機械もだんだん大型化していくというものでございまして、だからたとえて言うならば、道路のまん中を電信柱にとられたような形になりますと、機械化耕作はできません。だからなるだけその地域内における農業地域では、生産性の高い農地は農地としてぜひ存置し、これを守つていく。どうしても工場の進出であるとか、あるいは他の施設への転用であるとかいう場合は、今後における機械化営農、近代化営農を阻害しないような水の条件と地力の問題、作業条件等を含めて計画的に進めるべきではあるまいか、こういう考え方を基調にいたしておるのでございます。したがつて、なぜ農協が農地を農地として使う場合における問題に手を出すのかといふと、これは何と申しても、過疎地帯等は今後管理事業団等が予想されておるようでありまして、地域の農業委員会あるいはその都道府県の農業会議等とも密接な連絡協調のもとに、また都道府県とも密接な連絡協調のもとに、住むに値しないとして過疎といわれる地帯になつておるところを再開するにたしまして、畜産なり青果なり、これらに適する基礎条件を整備して、新しい熱意と遠大な希望を燃やす農業担当者である若い人たちに、将来のあつべき日本農業の姿として、そろばんも合ひ、またやるに足る農家というものをつくつていく、そういう場所として過疎地帯を再開する。これには農協も当然に発言権を持ち、農業委員会、市町村等とともに村をこわさないように、理想的な村に仕立てていくためには、私もがそういう一端の仕事を持つことは当然である、こう理解をしております。それから内陸と申しますか、そういうところではない、中間の普通の地帯におきましては前段申し上げたようなことでありまして、農業の近代化、機械化に対応するためには、いわゆる

虫食ひ現象的なことを起こさないために、私どものところで当然発言でき、また事業ができてくるような仕組みにしたいことが当然ではあるまいか、こう考えております。また都市の近接地帯におきましては、最もスプロール現象の激しいところと申しまして、この地帯におきましては、あくまで私も農地を手放してしまふのはなくて、——農地を手放した農家は金を持つておつても長続きしません。みな四、五年を出してその金をなくしたり、いろいろな家庭的なトラブルを起したりというふうなことが起きておりますので、なるだけ生産性の低い、あるいは住居に不適な場所というふうなところは、それを農住を住宅地らしい適当なものにいたしまして、その上で現在の公団あるいは公営の住宅等、あるいはマンションとかなんとかといわれる一般業者が進出しておる、いま言うならばぜいたくなといわれる住宅との中間的なもの、そういう人々たちをおおむねは受け入れられるといふまいか、そういう方方にお使いいただけるような住宅を提供申し上げまして、それでもつて都市と農村との、いわゆる共存共栄をはかつてまいりたい、計画的に進めたいという意を考へておるわけでございます。そういう意味で農地を農地として、あるいは農地を農地以外の用としていたす場合においても、農協がその取得、あるいは保有、売却、管理、営農等もできるような仕組みにしたいだけのこと、は、まさに時宜に適したことはあるまいかと考へておるのでございます。

大筋、農協法につきましては、以上のような点でございます。

農地法の問題につきましては、これも私は、農地法が制定され、農地改革がなされた当時の時点における社会経済情勢というものと、今日の情勢との変化、これをどう調和統一さすかという点が一番法律の苦しいといふまいか、くふうを要する点ではあるまいかと思つております。したがつて、一番私が心配いたしておりますのは、小作料を青天井にしてしまふこと、この点は、よほど私は行政的にそれぞれの指導を必要とするのではないだろうか、こう思ふのであります。

それから第二点は、不在地主というものを、これをどうし許していくというふうな点につきましては、これもおのずから限界のあるものとしてお考えになる必要があるであらう。もちろん、農民が農業経営をする場合のワケは、これは今後の経営の拡大が国際的にも日本農業の将来にとって必要でございますから、おはずしになって、たとえ五町、八町、十町といふも経営できる体制をつくつていただくということが、もう当然であると思ふのであります。ただ、小作料が青天井になつて、しかも在村しなくても農地が保有できるというふうなことになるやうなことは、これは日本の旧封建的な農地制度への逆戻りにつながら危険な点としないといふ点におきまして、いささか心配な点としないといふふうに私は感じておるのであります。本来であれば、農地はあくまで勤労農民がそれを所有するといふ原則の上に立つてものごとをお考えいただければあつたであらうまいか、かように考へておるのであります。ただ、今日の私どもの農業協同組合が、兼業地帯等におきましては、その所有権を侵すことなく土地の生産性を落とさないように、みずからの組合である農協に委託をして、農協がこれをかわつてある一定時期を経営するといふ便法は当然必要ではあるまいか、かように存じておるのでございます。

非常に粗雑でございましたが、いただいておる時間も過ぎておりますので、以上でもつて私の申し上げることを終わりたいと思ひます。(拍手)

○章野委員長 ありがとうございます。

以上で官協参考人からの御意見の開陳は一応終りました。

○章野委員長 引き続き質疑を続行いたします

す。千葉七郎君。

○千葉(七)委員 続いて伺いますが、野口さん、あなたの村では現行農地法のもとにおいて、経営規模の拡大のためには協業組織の可能性というものは考えられないのですか。

○野口参考人 協業組織の問題でございますが、畜産とか、園芸とかという限られたものにつきましては協業の可能性は十分あると考えておりますが、その他の面につきましては、まだそうした機運は認められない、こう考えております。

○千葉(七)委員 そうしますと、水田耕作等については、出かせぎ農民等は、その土地を小作地に出すというようなことは、一度出せば返ってこないというようなことで、荒らしづくりをするという傾向が強い、そういうお話でありましたが、そういう小農、零細農家等に対してこの協業組織の推進というような施策は、いまだ何ら企画をしてみたいことはないというわけですか。

○野口参考人 そうした農家の希望としましては、農協等に預けて安心して他産業で働けるような措置がほしい、こういう希望でございます。

○千葉(七)委員 わかりました。

それから池田さんにお伺いいたしますが、この政府の今度の水稲の作付の制限百五十万トン減反政策が打ち出されて、そのうちの百万トンは耕作の転換あるいは休耕ということで調整をする、あとの五十万トンの調整は、御承知のとおり、十一万八千ヘクタールの政府の土地の買い上げの計画によって調整をする、こういうことになっておるわけですが、その内容等はすでにそれぞれ発表になっておりまして、御承知のとおりであります。そこで、お話によりますれば、優良農地はぜひ確保しなければならぬ、これを強調されておるわけですが、この政府の農地の買い上げの計画を見ますと、

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

工場敷地二万ヘクタール、それから一般の住宅敷地として五万九千ヘクタール、道路交通関係の敷地として一万五千ヘクタール、その他の施設とし

て二万四千ヘクタール、このような計画になっておるわけでありまして。おそらく私はこの計画は——これは委員会において政府のこの内容等は伺うつもりでありますけれども、私の推測ではそれぞれ各県において、あるいは町村において下から積み上げてきた面積がこのように集計をされて発表されたのだと思うのであります。でありますけれども、この工場の敷地なり、あるいは住宅の敷地、道路交通の敷地として当てはめた土地というのは、おそらく交通の便利なところが選定をされておるのではないかと、あるいは選定をされておる優良農地が転用されるおそれがあると思うのとを、ひとつお聞かせ願いたいと存じます。

○池田参考人 いまお話しのような十一万八千ヘクタールの水田の壊廃による生産調整、この問題、私も非常に土地利用計画という、そういう観点から、優良農地と申しますけれども、特に、先ほど宮脇会長からもお話ございましたように、まとまった集約的な優良農地、そういうところにはこれからのやはり日本の農業の基盤として、そこに最も近代的な農業が確立をする、こういう観点に立ちますので、それはぜひ守らなければならぬ。今回の次官通達で転用基準の緩和がありま

すけれども、これについても、そういう思想は少なくとも貫いて、その地域、地域の問題に対応するのである、こういう形で、私も政府との相談ということではなくて、そういう注文をつけております。したがって、あのような次官通達で転用基準の暫定的な緩和というものは、そういう姿の中で当然行なわれる。特に、先ほど申しましたように、都市計画区域は大体、市街化区域と調整区域に二分けられるわけで、まだその問題はもておりますが、市街化区域に入るといふものは、これは当然そうでなくても転用されるわけでございますから、そういうものが軸となつて、調整区域としていやくも指定したところは、これは守つてい

かなければならぬ。もう一つ、この都市計画法が指定にならない、そういう地域が中小都市の關係でございまして。特に、工場の地方分散というような關係を含めると、われわれは、都市周辺に工場がさらに乱立するんではなくて、そういう地域にふさわしい工場進出というものを、やはりその地域社会全体の発展なり、いまの農業の状態から、在宅通勤というのを含めまして、不安定兼業農家が安定をする、こういう施策が大事であり、その場合の工場なりその他に対する土地提供という問題が、やはりそこで土地利用計画というものが、十分——農振法だけでうまくやれるかどうか。これも先ほど申しましたように、五年もかかるというところでございますので、それはひとつ緊急に、その工場進出との關係においてはその地域の土地利用区分というものを十分考えて、農業側からいうと、優良な集約農地はあくまでも守る、こういうような転用基準の緩和全体の運営の中で、そういう思想が貫かれなければならない、こういうことを強く注文をつけておるわけで、そういう方向でおそらく行政的には指向していくのではないかと、いふふうに理解をいたしております。

○千葉(七)委員 宮脇さん、一点だけ伺いをいたします。農協の合併によって、農協の適正規模が大体二から六千ぐらい、私もそうだろうと思つて、そこで、こういう規模の大きくなった農協の總會を開催することがなかなか困難である。そこで、總會代金制がぜひ必要だ、こういうことなんです。私も、この總會代金の実施という点になりまして、どうしても組合員の意思が農協の経営に反映しにくいという難点が出てくるんではないかと、いふことを心配しておつたわけでありまして。お話によりまして、總會代金の事前、總會代金による部落の座談会、これは実行組合等を単位にして行なわれるだろうと思つて、そういうことになれば、確かに前のお話のとおり、組合経営に対する組合員の事前の意思の集約等によって、組合の経営にそれを反映していくことも可能なわけ

なんです。それは事前に、組合の總會に提案をする議案等を總會のほうに流して、そして実行組合の總會のようなものを開いて、そこでいろいろ協議をするということであれば、ある程度、總會代金による欠点を補うことができるわけですが、それを法的に何か義務づける必要があるんではないかという点も考えられるわけなんです。その点に対する御意見はいかがですか。

○宮脇参考人 ごもつともな御意見だと思つて、農協の運営は組合員の納得がなければ、信用、購買、販売、共済利用という仕事どれもがつかないんです。だから、總會の前だけではなくて、少なくとも年に二回なり三回なり、多くは四回なりというものは、組合の現況を説明していく、また、みな組合員からの御意見を十分承つていくということを、各単協ともおこなつていくというのが現状でございます。だから、私も、そういう問題は、私も内部の問題として、法律的な規定までされてもよいことまででなければいかぬぞというところまで御規定いただかないで、私どもの組織の中で当然進め得ることでもあり、また、なければならぬ、こう考えております。私も、昨年の国際協同組合のところで一番大きく取り上げられたのが、世界的に協同組合の民主的運営というのを取り上げられまして、私も日本の国内におきまして、協同組合の民主的運営をどうやっていくんだということがいま組織全体の一つの大きなテーマになりまして、具体的にそれらの問題をいろいろくふうをして、いままでのところでは、足らざる点はどう改善していくか。私は、米の生産調整でこれだけ生産、販売量が減つていき、しかも、金銭の引き上げ等で単協は非常に苦しい段階に入ります。苦しければ苦しいほど、組合員との対話を強化して、組合員との密接なはだの触れ合いの中から立ち上がっていく以外、農協自体の存在意義というものはないだろう、こういう意味で、民主的運営とか経営とかいうのは、もう組合員とのはだの触れ合いだ。それを日常にひとつずつしていくようにして

くれぬかというのを声を高らかにしてまいって
おりますので、私は、法律的な規定とか何とか
というふうなことを御心配いただくまでもなく、
私もでもみずから当然にそういう方向でやらなけ
れば組合としての任務が果たし得ない、かように
もう信念的に思っておりますのでございます。

以上、申し上げておきます。

○千葉(七)委員 これでお終ひです。

○三ツ林委員長代理 松沢俊昭君。

○松沢俊昭委員 宮崎さんによつとお伺いしま
すけれども、農地法の問題につきましては、いま
千葉さんのほうからいろいろお話がありました
が、ただ、農地法の一部改正の問題につきまし
て、小作料の青天井、それから、今度不在地主を
許すこと、これはやはり問題があるんじゃないか
というふうな御指摘がございましたのですが、こ
れは農協のほうといたしましては、こういう法律
案の成立というものについて、すばり、こういう
面はやはり出すべきじゃないかというところの見解
を持っておられるのかどうか、その点をお伺いし
たいと思ふのです。

○宮崎参考人 法律の問題は、政府と立法院のと
ころで現在の事情と民意をおくみ取りたいとい
て、どのようにお出しになり、どのようにおきめ
になるかということであると思ふのであります。
したがって、私は、前段申し上げたように、農地
法でとりわけひとつ考えておいていただかなけれ
ばならぬことは、本来、農地は農民が持つべきも
のである、この土台でものををお考えいただきたい
ということ、それから、小作料の青天井というこ
とは、これは適正小作料というのをどの線であら
えるかという点におきましては、いろいろとらえ
方があると思ひます。あると思ひますが、少なく
とも農地をさへ持つておれば、収益性が高くて、耕
作しなくとも何よりもそれが得なんだというふう
な形にならないようなことが必要であらう。まず
耕作する農民が農地を持つというところ、それか
ら、そういう前提で考えますと、不在地主が持ち
得る限界というものは現在それぞれの都道府県に

おいてきめられておるようでございますが、これ
をさらに幾らでも持つてんだというふうな形は、
本来の、農地は農民が持つという趣旨に反すると
いう前提で私は申し上げておるのであります。
したがって、法の内容等につきましては立法院の
先生方で国民の意見のあるところをおくみ取り
たいとおきめいただくのが筋であらう、かよう
に存じております。

○松沢俊昭委員 それから、池田さんにお伺い
いたします。

優良農地というものを確保していかなければなら
ない、こういうお話であつたと思ひます。いま
も千葉先生のほうからも御質問ございましたけれ
ども、農地転用基準の緩和と通達というのが二月
の十九日でしたか出ておりますのですが、あれに
よりますと、優良農地そのものがだんだんむしば
まれていく、そういう傾向というものが非常に強く
出てくるんじゃないか、こういううまいに実は考
えらるるわけなのであります。たとえば国道沿ひ
の両側百メートルというものは優良農地、しかも
これはいままでの転用許可基準からいいますと
と、一種農地というものが相当たくさんあると思
ふんです。そういう場所が許可さえ受ければ全部転
用ができる、しかもその中に、重要産業施設とい
う条件になっておりますが、そういうものが設置
される場合におきましてはこれは許可できるとい
うことになる、そこにやはり公害という問題等
が出てまいりまして、だんだんと一種農地が二種
農地ないしは三種農地、そういうところに変わっ
ていく傾向というものが出てくるんじゃないか。こ
ういう優良農地の確保という面からすると、この
基準というものと、それからいま出されておるま
すところの農地法の一部改正案、そういうもの
とのからみ合いからいいたしまして、いまの法律案
というのが出ていくと、都市化現象が起きてお
りますところの地帯におきましては、優良農地の
確保そのものがさらに一そうむずかしくなるとい
うふうに考えるのでありますが、これは全国農業
会議所のほうではどうお考えになつてゐるか、御

質問申し上げたいと思ふのです。

○池田参考人 この二月十九日の次官通達をその
まき見ますと、いま御指摘のようないろんな心配
が皆無であるというところは私も言えないような感
じがいたします。ただ、この問題は昭和四十七年の
三月三十一日、言うなれば二カ年に限定をして十
一万八千ヘクタールを転用基準の緩和で水田の壊
滅をする。その場合に、いま御指摘のような優良
農地がずっとあるところに道路があつて、その百
メートル以内はいろいろなものをつくることので
きる、これは明らかに確かに一種農地の中にとい
うことでございます。しかしそういう問題につ
きまして、公害の問題であるとかいろいろいう
うことをやはりよく前提に置いて、ケース・バイ
・ケースで、その問題が農業上の集約的な優良農地
のごく一部を提供するんだけれども、全体として
はそれに対する十分な歯止めが——その限りにお
いては許容するけれども、全体としては行なわれ
る、こういう問題を具体的なケース・バイ・ケー
スでその辺はひとつやっていたらどうかということが
きわめて大切であつて、少なくともこの転用基準
の緩和が、私も先般申し上げましたように、何と
なく全体としてこれが将来につながつて押し流し
ていく、こういうムードになることはこれは厳に
戒めなければならぬし、やはり全体として長期
展望では農地が不足しておるんだ、そういう視点
から、あくまでも暫定措置としての限度をわきま
えてやっていただくという意味におきまして、こ
の転用基準の緩和については了承しておるという
のが農業会議所の態度でございます。

○松沢俊昭委員 いま言われましたように、農地
そのものの面積というものが非常に狭隘であるわけ
なんです。だからできる限りその農地は農地とし
て確保していかなければならぬというものが、日
本農業発展の基礎的な条件であらうと思ふので
す。ところが、いま政府のほうでは開田の規制な
どもやっておりますので、なかなか農地を拡大し
ていくという方向をたどつておられないというの
が現状であります。そういう中で規模の拡大という

ことになりまして、狭い農地の中で農地の流動化
をはかつて、そして一定の場所に一定の人が農地
をかり集める、こういうふうにして規模の拡大を
する以外にないということになると思ふのです。
そうなりますと、いま日本の農家の戸数というの
が五百四十万戸ということになっておりますので
すが、平均いたしますと一町歩前後という状態で
あらうと思ふのです。そういうところからい
流動化の法案というものができ上がるといふこと
になると、これはあとの、農地がかり集められた
それ以外の農民の行くえというものがどうなるか
という心配が実はあるわけなのであります。こ
ういう点農業会議所のほうではどうお考えになつ
てゐるか。つまり、いま統計上からいいたしまし
ても、さつきも野口さんのほうからお話ござい
ましたけれども、非常に村の所有規模というもの
が小さいわけなのであります。小さいわけだけ
ども、それが流動化してない、流動化してないとい
うのは一体どこに原因しているのか、農地法が
あるから流動化しないというふうに考えたほうが
いいのか、それとも他に安定雇用の場所あるいは
また社会保障、そういうものが確立してない、
してないからこそ、その規模が狭小であつて
も、しかしその農地は持つて、そして出かせぎを
しなければならぬ、これはやはり現状なんじゃ
ないか、私はこう考えるわけなんです。そうなり
ますと、いまの規模拡大というふうなことをかり
に考えたとしても、その外回りの条件の整備とい
うものがなければ、規模拡大を考えようとしても
考えられないという問題が起きてくるんじゃない
かというふうに私は考えますが、この辺、農業会
議所の池田さん、それから町村会の野口さん等
はどうお考えになつてゐるか、お二人にお伺いし
たいと思ふのです。

○池田参考人 御指摘のように、いろいろな農業
を取り巻く条件、そういうものとの関連を含めて
ものごとが前進しなければ、農地法を改正したか
ら規模拡大がスムーズにいくというふうには私も
理解はいたしております。しかし、御案内のよ

うに、現在農業に就業するいわゆる新規就農者というものは四、五万人ぐらゐ。なお、非常に中高年齢で、老人が農業を担当しているのが多い。若い者はできるだけ外へ出るとか、あるいは在宅通勤。しかも、そういうものを越えまして、日雇いのものもあるいは出かせぎというふうなものが現在二百万人もある。こういう農業の就業の構造を、今後日本の経済の発展の中でどういうふうにか、これは農政だけの問題ではなくて、通産、労働含めての問題だと思ひます。

学者の説によりますと、昭和五十年代になると、いわゆるリタイアというものが、むしろ農業から完全に離れておる、年寄りが守つてゐる、そういうリタイアをするという現象がかなり急速に出てくる。こういう展望等を踏まえて、やはり社会保障の充実の問題、それから就業構造をどういうふうにか、あるいは工場、地方分散等の政策を含めて、在宅通勤という姿におきまして農業を事実上やめて、若干の自留地等は別でありまして、ほんとうに農業に精通していくという、現在の四、五万人の若い青年が将来に夢を持つという、そういうような形でのいわゆる全体の構造政策になつておると思ひますけれども、そういう面では、国際的あるいは他産業の場面から見ても、強靱な農業というものが有力なわが国の農業の生産力のなにか手になる。こういう問題が、やはり長期的には政策として考えられるべきであり、現在、短期的にはそういう問題を志向すると同時に、いわゆる密集した地帯等におきましては、集団生産組織といひますか、営農団地といひますか、そういう形の中に全体を包括して、そうして中核農家がその具体的な担当者になつて、高効率、高生産の農業を営む、こういうような形でつなぎながら日本の農業の展望を求める。そういう意味におきまして

は、現在の農地法をそのままにしておくという問題については、現実的にはいろいろな隘路がありますから、それを打開する道を開くという意味において、今度の農地法が出ておると思ひますので、そういう意味におきましては、やはり農地法の改正は基本的に必要である、こういう認識に立つておるわけでございます。

○三ツ林委員長代理 この際、委員各位に申し上げますが、官協参考人には所用のため、十二時三十分ごろ退席したいとの申し出がありますので、官協参考人に対する質疑を先にお願ひいたしたいと存じます。

松沢君の質疑に対する野口参考人の答弁は後ほど行ないます。

○松沢(後)委員 官協参考人に対する質問は私はありませんから……。

○三ツ林委員長代理 ないですか。——では、瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 官協参考人にお尋ねいたします。時間がなくて急いでおられるようですので、一点だけお伺ひいたしておきます。

農協合併の問題が先ほど出ましたが、農業の近代化、構造改善等がこんなに進んでまいりました。先ほどからお話がございましたように、資本整備と技術陣営を整える必要があるという二点が指摘をされました。現在の農協は、三百ないし五百の農家を持った農協もたくさんございます。御承知のように、三十六年に合併助成法が出まして合併をやつてまいりましたが、それからもうすでに九年間たつております。再合併のことが地方ではよくいわれておりますし、また農協としても、中央会としても、農協合併については、昨年十一月、農協の審議会あるいは理事会で決定をされて、自主合併の方向へ進んでおられますが、この点について、実は私、午後の質問になつておりますので、また詳しくお答えすることにしておりますが、この一点だけ会長にお伺ひをしておきたい。その考え方等についてお伺ひしたいわけでありまして、よろしくお願ひします。

○官協参考人 農協の合併助成法が時間切れになりました。今日では助成法も何もございません。しかし、私どもは、その後の情勢も農協にとりましてきわめてきびしいものがございますので、こういう情勢に対応するためには、農協の合併を自主的に促進しよう、こういう考え方でおるのであります。その基礎をなすものはあくまで農民の農協でございますから——農協の路線には二つの基本がございます。その一つは、奉仕の原則といひまして、これは組合員の組合でございますから、組合員に対してはよりよきサービス、奉仕を提供していくということ、もう一つは、せっかくな、だからこれを安定さしていかなければならぬということ、この奉仕と安定という二大原則の上に立つてまいりますので、それらをさらに今後機能発揮ができるようにしようということになります。自主的であつても、いままでおくれしております部分、また再合併をやつたほうがよいというところ、こういうものにつぎましては自主合併を強力に推進していく。同時に、自主合併ができたものについては、官僚化への道を防ぐために民主的運営を強調いたしまして、そのための努力で裏づけをさしていきたい、こういう方向で精力的に、一生懸命にやつていきたいと思つております。

ただ、それに関連いたしまして、合併助成法がなくなりましたために税法上の特例がなくなつてしまつたので、これは貧乏な赤字の組合と黒字の組合とが合併して何とかかんとかもてるのでありまして、黒字のところからは税金を取り、赤字のところには助成がないということになります。赤字の埋めぐさ材料も何もなくなつて、力はまるっきり断たれてしまふ。結果的には農協、農民のものが外へ持ち出されるのですから力のマイナスになる。これはぜひ、何とかひとつ先生方の手によつてよりよき方法をお願い申し上げたいというところをいさ懸請申し上げておるという状況でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

思ひます。

○瀬野委員 時間の関係で、会長お出かけのようです。私一点だけになりました、一応これで終ります。ありがとうございました。

○三ツ林委員長代理 芳賀君。

○芳賀委員 参考人各位には、まことに貴重な意見を聞かしていただいてありがとうございます。昨年の当委員会において、農地法、農協法の改正案については、きょう御出席の池田参考人、並びに農協関係では当時の安井常務もあつて出席して意見を述べられております。したがつて本日は特に、農協法の改正の中においては昨年と異なつた改正が盛り込んであるわけですし、もう一つは、米の生産調整に伴う農地の基盤緩和の問題とか、あるいは流動化の問題等については一年間に大きく客観的な事情が変わつていますから、それに対応して一体農協としてはどうするか、あるいはまた農業会議所としてはどう考へておるかという点を尋ねたいと思つておられます。

官協さんお急ぎのようですからまずお尋ねしますが、今回の農協法の新たな改正の中で、転用農地に対して農協は組合員の委託を受けて当該農地の買ひ受け、あるいはまた宅地等の造成事業、あるいはまたそれを売り渡しできるということに改正はなつておるわけです。そこで問題は、経営農地としての農地を、組合員の委託を受けて買収するということとは載つていないわけです。これは農地法の改正案の中の農地保有合理化法人に対して省令で農協については指定できるということになるわけですが、先ほど御意見のありましたとおり、農協の本来的な立場に立つた場合、一体農協が農用地を買ひ取りできるという場合、転用農地の買ひ取りとか、造成、売り渡しを重点に考えるべきであるか、あるいはまた農業の集団化、共同化の方向を以て組合員が経営に供しておつた農地をその委託によつて買ひ取りができ、それによつて農協が直営的に農業の生産事業を行なう、あるいはまた、農地の拡大希望の組合員に対して、その農地を適正な方法で売り渡すということ

ことがむしろ重点でなければならぬわけでありますが、今度の改正の点は、これは米の生産調整との取引という形で、いわゆる農協の農住都市構想というものを農協法の改正の中に盛り込むというような経過もあったわけですが、この点が今回の農協法の改正を通じていかに農協が土地の売買、あつせんや、不動産屋的な事業をやるのではないかとというような、そこに危惧と不安が起きているわけですが、この点や農協として十分解明しておかなければならぬことであると思うので、まずこの点について、宮脇さんから率直な意見を聞いておきたいと思ひます。

○宮脇参考人 いま芳賀先生のお尋ねでございますが、私は農協が不動産屋のようなことに——いわゆる不動産屋的なことをやるべしとは考えておりません。それはどういふことかという、先ほど申し上げましたように、いままでのスプロール現象であるとか農業生産基盤の破壊であるとかにつながら、農地が他の用途に供されたりということとは、農協が全然そういうところに介在できないというところの問題があらうと思ひます。また同時に、大もうけしたというたら不動産屋だといわれるほどに、土地が単なるもうけの対象としていままで扱われてきておるといふことも、いなみがたい事実として存在いたしております。私は、安く買われて、高く売られて、もうけられていふような、そういう形で、しかも他面においてはどしどしとスプロール現象が激化して生産基盤は破壊される、そういうことのないように、私はやはり、売らなければならぬ理由があれば、金は幾ら要るのだ、いまだうしてもあの土地を売らなければいかぬのか、できる程度であれば農協から融資しようではないか。そして持っておきなさいよ。もしどうしても売らなければならぬとするのなら、これこれのものを交換分合して、おまえのところの農地は田の中のいいところだから、それは近所の人に譲ってやうて、山べらの生産性の低い、優良農地でないところと交換して向こうを売ったらいじやないかと、私はそういうこと

の世話役が農協委員会とともに、農協の場合にあれば、そういうところへ金も貸してあげる、土地はしばらく待っておけとか、この土地を売らずに、この土地と交換分合して、この土地を売らうじやないかという形でやり得る、これはいままでは農協がそういう法律的な力が与えられておりませんから、たとえていえばいま申し上げたようなことでございまして、農住都市構想の問題にしても、農協がやらなければ何らスプロール現象が進行しないということならともかくも、ほうっておけばますます進むというところでございまして、いい意味で私もがやらしていただくという体制になることによつて、不動産業者の方々も姿勢を正してもらえらるであらうし、おまえさん方が言う言つても農協はこうしてくれと言つておるがという形になるので、むしろ正常化でき、正しくなるのじやないだらうか、かように考えておるのであります。

もちろん、農地を農地として委託して経営していくという点は、これは何らかの事情で売りたいはない、しかしながら、自分のうちでやるのにはとてもじやないが手間がない。これは請負耕作ではございせんが、農協がしばらくひとつやってくれぬかというものも南のほうでは相当数多く出てまいるのじやなからうか。したがって、今度の農協法の一部改正法律案の中における、前段御指摘のございましたような点は、まさに時宜に適合した改正の方向ではあるまいか、またそうしていただくことがよりよからうというふうに受けとめております。

○芳賀委員 きようはあなたと議論する気はないですが、私もどしどしはいまのような御答弁でなく、農協本来の事業としては、正組合員が直接農業を営むのに諸般の事情から困難を来したておる、そういう場合には農協に対して経営の委託ができる——これは昨年の改正案にできておったわけですが、その経営の委託ができると同時に、農協に対して、その組合員の保有農地を委託によつて買い取つてもらいたい。さらに、これを

経営拡大を希望しておる組合員に対して適正に売り渡してできるようにつとめてもらいたい。あるいはまた、農協が個人の組合員ではなかなか行なうことのできない直営的な新しい経営というものを行なうために、農地の取得が必要である、こういう場合にはやはり生産協同体としてあるいは農協区域の中における農事組合法人等を中心とした、それらの生産協同体の母体としての役割をいふものが、当然今後の農協には負荷されておるわけですが、ですからそれを中心にして、今度の農協法の改正の中で、農協が生産協同体という立場の上に立つて、当然これは個人ではない法人の人格を持つておる農業を営める人格を持つて、農地の取得というものが正々堂々と行なえるようにしても

らいたい、すべきである、そういう主張に基づいて法改正が進んだということであれば、これはわれわれとしても全面的にこれを支持することができ

るわけですが、しかし、これを第二義的に置いて、転用農地の買い取りができる、その転用農地というものを高度に活用して、事業を通じて利益をおさめる、あるいはその利益を組合員に配分するといふようなことだけを重点に置いた農地の取り扱ひというものに対しては、これは後日農協の経営上問題が残ると思ひます。この点をこの際指摘をしておきたいと思ひます。私も残念な点では、本来的に農地を取得できる、あるいは組合員に売買ができる、あるいは取得した農地をもつて農協がみずから農業の経営ができる、こういうことは農協法の本来の目的から見ても、私は、いままです農地の移動制限とか所有制限の中で農協はだめなんだという厳格な規定というもののに対しては、法解釈上問題があるといふふうには実は考えておるわけですが、ただ農地保有合理化法人の中で、今度は農林省は、市町村の場合には市町村が主体となつた法人があるいは農協が直接行なえるといふことで、いずれかを選定して市町村段階において是一個の合理化法人を求めるといふ方針が先日述べられておるわけですが、だからその中にあるからいいじやないかということにはこれはならぬわ

けでして、ここにやはり今度の農協法の改正を通じて農協はいかに不動産屋的な事業が行なえるという道が開けたという安易感だけでは、今後農協の、特に大都市周辺の農協等においては、これは期待を持っておるかも知れませんが、これは農協本来の使命の上に立つた場合においては問題が残るというふうな考えでおるわけですが、

それから次に問題になります改正点は、たとえば農協に組合員が農地を提供して全面的な経営の委託ができるということが改正案に出ておるわけですが、全面的に農協に対して経営委託をやるということとは、経営そのものも農協にゆだねるということになるわけですが、ですから、その組合員は直接その委託した農地に対しては努力も投入しない、経営にもタッチしない、そういう関係になるわけですが、その場合においても、農協法の改正の中においてはそれは従来同様組合員として認める、あるいはそれが不在になつても、区域を離れた場合にも組合員とみなすということになつておるわけですが、一体農協の組合員といふものは、みずから経営をしない、みずから農業に従事しないという状態になつて、自己の保有しておる農地や農業といふものを全面経営委託した場合に、農協としてはその組合員であつた者に対してどういふような判断をしてこれに対処するかという問題、これは直接農協を経営しておる場合には当然出てくる問題です。これが、あなたとして芳しくない、好ましくないと言われたいわけゆる不在土地所有者といふことにもつながるわけですね。農協に全面委託をして不在村になつた場合には、所有の制限といふものがなくて、所有した全農地といふものを不在村地主の形で保有できるということにはこれはなつておるわけですが、あなたが一番好ましくないと言われた点が、農協関係の中では無制限に農地を所有しておるわけでありまして、こういう特殊の道が開かれておる農協としては、今度の改正はここに問題があるといふことをやはり指摘すべきだと思ひます。

その次の問題は、たとえば都道府県連合会あるいは全国の連合会の場合には、その会員に対して選挙権あるいは議決権に複数を認めるということですね。一個のものもあるし、あるいは二個、三個の議決権、選挙権を与えることもできるということになっておるわけです。これはやはり農協の平等の原則に照らした場合において、単に構成員が多いとかいうことだけの理由で、大事な権利というものを対して不平等を設けるということよりは、農協として問題だと思いますが、いままでのところ、農協側からはこれに対して何らの疑義というものは出されていないわけです。

もう一つの問題は、農協の大型化に伴って、そういう農協が総代会に移行することは当然の帰結であると思いますが、その場合においてもすべて総代会に重要な権限を与える。たとえば役員選挙にいたしましても、定款の変更にはいたしましても、これらはいままでは総代会においてはできなかったことが今度ではできる。単に合併、解散のときだけ、総代会で議決して全組合員の投票に付するということが残されておりますが、今度の改正案は全面的に総代会に大事な権限をゆだねるということになるわけです。これが土地改良法あるいは農業災害補償法に基づいて、一定条件のもとにその地域の農民は強制的に当然加入しなければならぬというような厳格な規定のもとに組織された農協ではなくて、加入脱退の原則の上に立つて経営されておる農協の中において、直接組合員と農協の運営の間において権利関係についても遮断されるような道が講ぜられると、全部こうやりなさいということはありませんが、こうすることができるといふ場合に対しては、農協としてこれらの政府の改正については、この点が農協の本来の主張や原則に照らした場合においては問題がある、疑点があるというような指摘がなされるべきが当然でありますけれども、いままでそれが全然行なわれておらないわけでありまして、まあ政府との癒着状態といえますか、何でもかんでも政府のやることは賛成でございます、その中にはわれわれ

の希望が入っておりますというような、そういう判断の上に立つて農協の経営が今後行なわれるということになれば、これはたいへんな事態になると、われわれはその点を憂慮しておるわけですね。ですから、こういう点について、歴史的に農協の信頼される指導者としてあなたは今日まで歩んでこられたわけですから、全中の会長の地位にあるから官協個人としての信念を吐露できないというものではないかと思うのです。しかも、一たん法律が改正されるということになれば、これは悪法であっても改めることはなかなかできませんので、こういう点についても国会の場を通じて、あなたの信念というか所信を参考までに明確にしておいてもらいたいと思うわけです。

○宮脇参考人 芳賀先生のおっしゃった第一の、農協同組合が生産協同体であると同時に、他面、生活事業という生活協同体としての組合員に対する奉仕をしなければならぬということも当然のことでございます。したがって、先生のおっしゃった考え方の大筋を決して否定するものじゃございません。ただ不動産屋のようなまねをするのかというふうな意味の御発言がございましたから、それに対して力点を置いて、当然のことではもう当然に御理解いただけておるという理解でもって申し上げたのにすぎません。

それから最初にも申し上げましたように、私自身が急のお呼び出しでございましたので、先生方に十分参考になるようなことを申し上げかねるほど不勉強でございます。十分読んでまいってございませんとおっしゃることを冒頭に申し上げてまいりました。これは読んでおらぬものを読んでもおるような顔をされたところで、とてもじゃないが、いきまさんの、十分読んでおらぬものを読んでもおるような顔をされたのであります。

代議員あるいは総代会の問題等につきまして、一夜明けたら法律改正で総代会になっておったというふうなものではないかと思っております。問題は、総代会をとるということについてはまず総会の了承が前提になるだろう、したがって、そういう

う道があったからといって全部一律一体、右に左に、左に右にというふうなことでなくて、選択が得得という理解で私も受けとめております。

以上で、不十分かと思いますが、先ほども委員長にお願いたしました、一時からどうしても私が出なければならぬ表参道で被表彰者が待ち受けておりました、まことにわがままで恐縮でございますけれども、放免願えればと思っております。

○三ツ林委員長代理 宮脇参考人に対する質疑は終わります。どうもありがとうございました。

○芳賀委員 次に、池田参考人にお尋ねします。が、昨年もいろいろ貴重な意見を述べられましたので、重ねてお尋ねするわけではございませんが、今度の農地法の改正の中におけるわれわれが注目しておる点は、農地保有合理化法人の今後の内容づけの問題、あるいはまた運営の問題等について、政府の説明、答弁程度ではなかなか納得が得られない点があるわけです。しかし、農業者会議所としては最初から全面的に賛成されておるわけですから、法律の中にこれがあるわければ万事順調にいくというふうな考えでおると思っております。この点について農業者会議所としての理解の程度、あるいは今日のように優良な農地さえも事務次官通達の形で大事な転用基準が大幅に緩和できる、そういうことになれば、これは農地法の上を行くようなことになりかねないわけですから、この合理化法人の行なう事業の内容が、どの程度のことか、地域の農民の期待にこたえてできるのか、それを運用する場合の資金措置の問題であるとか、あるいは買取、売り渡し等の業務をやる場合においてはどの程度の実行力をもってやれるかというように考えておるか、それに関連して他にまた御意見があればお聞かせ願いたいと思うわけであり

ます。

それから、野口参考人についても、万一農地法の改正が実現できるような場合には、当然これは都道府県の段階における合理化法人が、順序として

は先に発足するような話でありますし、また市町村においても、市町村が主体になった法人をつくるか、あるいはまた省令の規定によって、その町村においては農協のほうが適当であるという場合には農協が行なうということにもなると思いが、この際、市町村が主体になって土地保有の合理化法人をつくるという場合、都市周辺の地域は別にして、農地法が最も期待するところの純農業地帯における合理化法人の任務とか運営というものの対して、一体その責任を期待されておる市町村としてはどういう判断で、あるいはまたどういうような受け入れ体制が持てるかという点について、この際御意見があれば聞かしていただきたいと思います。

○池田参考人 農地保有合理化法人ということ、農地法で規定をして、その一連の体系の中で、農地としての流動化、こういう問題に対応する点、先ほど申しましたように、私は今度の農地法の改正の中の一つの積極的な目玉であるという理解をいたしております。ただ農業者会議所系統は、――農業者会議が農地法の処理を今日行なっておる、しかし、将来の農業者会議のあり方というふうなことを考えますと、よくいわれますように、転用委員会であるというふうなことが都市周辺でいわれておりますが、少なくとも農業者会議が本来的な一つの任務というものは、やはり将来の農業を展望して、転用との関係では、優良農地を守ると同時に、その優良農地の中におきまして自立経営なり集団組織を育成していく、こういう方向で土地問題を処理していくというところが、これからの方ではないかというふうな考え方、御案内のように、昨年農振法が成立いたしました、この十八条に農業者会議が農地保有の合理化の方向で農地の流動化のあつせんをする、こういう規定がすでに法制上できております。それからまた、農業者会議があつせんをする場合には、二十三条で、所得税その他の税金の軽減措置も行なわれる、こういうことになっております。その段階におきましては、農地管理事業団という従来

は先に発足するような話でありますし、また市町村においても、市町村が主体になった法人をつくるか、あるいはまた省令の規定によって、その町村においては農協のほうが適当であるという場合には農協が行なうということにもなると思いが、この際、市町村が主体になって土地保有の合理化法人をつくるという場合、都市周辺の地域は別にして、農地法が最も期待するところの純農業地帯における合理化法人の任務とか運営というものの対して、一体その責任を期待されておる市町村としてはどういう判断で、あるいはまたどういうような受け入れ体制が持てるかという点について、この際御意見があれば聞かしていただきたいと思います。

○池田参考人 農地保有合理化法人ということ、農地法で規定をして、その一連の体系の中で、農地としての流動化、こういう問題に対応する点、先ほど申しましたように、私は今度の農地法の改正の中の一つの積極的な目玉であるという理解をいたしております。ただ農業者会議所系統は、――農業者会議が農地法の処理を今日行なっておる、しかし、将来の農業者会議のあり方というふうなことを考えますと、よくいわれますように、転用委員会であるというふうなことが都市周辺でいわれておりますが、少なくとも農業者会議が本来的な一つの任務というものは、やはり将来の農業を展望して、転用との関係では、優良農地を守ると同時に、その優良農地の中におきまして自立経営なり集団組織を育成していく、こういう方向で土地問題を処理していくというところが、これからの方ではないかというふうな考え方、御案内のように、昨年農振法が成立いたしました、この十八条に農業者会議が農地保有の合理化の方向で農地の流動化のあつせんをする、こういう規定がすでに法制上できております。それからまた、農業者会議があつせんをする場合には、二十三条で、所得税その他の税金の軽減措置も行なわれる、こういうことになっております。その段階におきましては、農地管理事業団という従来

は先に発足するような話でありますし、また市町村においても、市町村が主体になった法人をつくるか、あるいはまた省令の規定によって、その町村においては農協のほうが適当であるという場合には農協が行なうということにもなると思いが、この際、市町村が主体になって土地保有の合理化法人をつくるという場合、都市周辺の地域は別にして、農地法が最も期待するところの純農業地帯における合理化法人の任務とか運営というものの対して、一体その責任を期待されておる市町村としてはどういう判断で、あるいはまたどういうような受け入れ体制が持てるかという点について、この際御意見があれば聞かしていただきたいと思います。

の構想がございましたが、これは全国一本にスタートをするということで、相当地域の実態から無理がある。したがって、今度は農地法の中で、地域の実態に応じてこの問題をまず取り上げていく、それほど農地の流動化はむずかしい問題だと思ひますが、しかし、将来の農業を考える場合に、その方向で努力を全体に積み重ねるといふことが絶対に必要である、こういう認識に立ちました。農段階を中心としてまずやっていくというものが当初の、昨年度までの考え方であつたと思ひます。その場合には、果なりあるいは市町村なりあるいは農協なり、そういうものが農段階の法人の構成員になつて、そうしてその県内の地域をよくにらんで、そういう地域から、いま申し上げましたような問題を具体的に始めていく、政策的には御承知のように第二次構造改善事業がスタートを切つております。従来の第一次の構造改善事業と違ひまして、第二次構造改善事業はその指定された地域の優良農地、その中におきましてできるだけ農地組織なり規模拡大をやる。農地の流動化が今度は一つの第二次構造改善事業の柱になつていくわけでございます。農振法もやがてそういう問題との関連で出てくるわけでございますが、それらのことを考えますと、農業委員会がとにかく前向きに新しい方向を指して農地の流動化のあつせんを行ない、これの売り買いを含めまして保有合理化法人がその実務を担当する、その場合、御指摘のように、現在の農地取得資金では三分五厘以下のものがないわけでございますが、かつて農地管理事業団では三分、三十五年でしたか、外国では二分四十年とか、五十年とかいうようなものがすでにある国があるようでございます。その辺の問題は、今後ほんとうにこの合理化法人が、農業委員会のあつせんという形を基礎としながら、少しでも規模拡大の方向なり農地組織に近づけていくという、こういう問題の場合の融資の關係等につきましましては、もっと画期的な制度が確立することが望ましいし、その運動はひとつ今後もやってまいりたいし、また国会におきましてぜひそ

ういう方面への御協力をお願いを申し上げたいと思ひます。ただ、今度の場合に、農協法の改正が行なわれて、町村段階も一緒にスタートを切る、こういう場合の問題としては、私もやはり、この農地というものは、なるほどそれぞれ私権を伴つて一つの財産ではございますけれども、農業の立場から見ますと、先ほど申し上げましたように、これをほんとうに効率的に生産手段として活用していく、こういう方向で農業を進展させるという問題になりますと、この問題を流動化するというようないわゆる農地行政のあり方というものは、一元的に統一的にコントロールできる、こういう姿にやらないと、あつちこつちがばらばらの考え方でこの問題を処理するということは、長期的な展望から見たら私は誠に戒めていかなければならぬ問題だ、こういう認識に立っているわけでありまふ。しかし農協の本来の一面の面として、芳賀先生のおっしゃるような方向で土地問題に、これからその地域の問題として対応していくという場合には、やはり合理化法人の一環としてこれを位置づけをして、そういう公法人的な性格で、いやくも農地を農地としてございまして、そこには利益があるわけは毛頭ないので、むしろ国がささえて、実際は二重価格なりそういう問題こそ将来は考えなければならぬが、そういう問題が今日むずかしいという場合には、きわめて長期低利の融資、こういうことでこの問題を処理していくという考え方が、現段階では妥当だと思ひますけれども、そういう限りにおきまして、いやくも農協がこれに対応していくという場合には、この事業は農協の事業ではありますけれども、あくまでも国にかつた形でこの問題を処理しているんだ、こういう姿を貫かないと——農協は本来的にはいろいろ公法人的な性格もありますけれども、基本的には加入脱退の自由というようないふことも含めて、私法人的な性格も相当あるわけでございます。そういう意味では、合理化法人の一環としてこの問題と対応する、こういうことで

今回政府は位置づける、また当委員会におきましてもそういうような説明があつたようでございます。その限りにおいて私も賛成をいたして、おり、ひとつ農協も一役買つていただく、こういうことを考えておるわけでありまふ。ただ、町村も本来の面としては、そういう問題を担当するに最もふさわしい一つの機関であるといふふうにもちろん考えております。ただ、一つの村で二つが一緒にやるといふことは、これは町村の実態から見て避けなければならぬ問題でありますので、いづれがそれをやるかといふことは、その村の問題として調整をし、あくまでも、いづれがやるにいたしまして、合理化法人の一環として位置づけをしてこの問題を処理し、農業委員会は農振法の条項に従ひまして、規模拡大の方向に對する流動化のあつせん、それを受けて、ひとつ全体として手を組んでこの問題を前進させるというところが最も現実的であり、妥協な方向ではないかというふうな理解をいたしておるわけでございます。

○野口参考人 村づくりということでございますが、町村づくりの計画を樹立する場合に最も重要なのは、土地利用の計画であらうと思ひます。そこで具体的に申し上げますと、町村の中で、この地帯は将来工業地帯にふさわしいであらう、ここは住宅地帯がよろしかろう、ここはあくまでも農業地帯として確保すべき地帯である、こういう区分けをいたしまして、将来の町村づくりの計画を立てるわけでありまふが、その場合にこの計画に、もちろん農民も農業団体も各種機関も加わりまして、十分なる討議を重ねまして、一つの計画をまとめるわけでございます。

そこで、町村の中では、その中で将来農業に定着をして、ぜひとも規模の拡大をはかつて、十分農業を進めたい、こういう者と、それから農業はとも好まない、どうしても他産業に進みたい、こういう者と分かれるわけでありまふ。そこで、いづれの方向を求めるにいたしまして、農地の流動が円滑にまいりまふと、それぞれの希望がかなえられないわけでありまふ。規模拡大をはかりたいといたします農家につきましては、円滑にこれが実現できる。それから農業を離れる者につきましても、安心してこれをお願いできる、農協等が農地の取り扱いが円滑にできるような措置が必要でございます。そこで村づくりにおきましては、村はこの分野、農協はこれを担当、農家はそれぞれこのような方向で進むべきであらう、こういう守備範囲をそれぞれきめまして、お互いに努力をする、こういうことで村の振興がはかられ、農民の期待がかなえられるものであらう、こう思ふわけでありまふ。そういう点で、もし法人等の今後の組織の問題につきましましては、先ほど御意見がございましたけれども、その地域の実態に合ったものがこれを担当する。町村の中において十分調整をとり、先ほど申し上げましたいふ守備範囲を定める段階におきまして、農協が担当するのがふさわしい地域あるいはそうした点に達した場所につきましましては、農協が担当する、そうでない場合は市町村が担当をする、こういう形で進むのがよろしいのではないかと、またそうすべきであらう、こう考えます。いづれにしましても、それらを実施いたしますためには、現在いふゆる隘路になつております農地法あるいは農協法の改正、こういうことが必要になるわけでありまふ。

○三ツ林委員長代理 それでは、松沢委員に對する野口参考人の答弁が残つておりますので……。

○野口参考人 先ほどの御質問と兼ねて、ただいまお答え申したつもりでございます。

○松沢(後)委員 それでは、最後に……。

私がさつき申し上げましたのは、農地が移動していないというには、やはりそれなりの外的な条件というものが十分でないから移動していない、こういうことを申し上げておるわけなんです。そして、したがって、その農地の法律改正というものを先行させるということよりも先に、要するにそういう安定雇用の拡大とか、社会保障の拡充強化、こういうものが先行しなければ、皆さんが言つておられるような近代的な農業というのはで

き上がらないのじゃないか。それにもかかわらず、農地法の改正というものを急いでもらわなければ困る、そういう主張について私は非常に疑問に思いますが、その点はつきりとお答えを願って、終わりたいと思います。

○野口参事 諸般の外的条件が整備されてからこうする、こういうことは、それはまことに理想的なことではなからうかとは思いますが、現にもうすでに他産業にどんどん転出をしている者がございまして、また深刻に農地拡大を期待している農家もあるわけでありまして、したがって、もうすでに、事態は汽車が出発してしまつておるといふような段階でございまして、もちろんそういう雇用条件その他の整備をあわせて整えていただきますことは希望するところでありまして、でも、さしあたり農地法の改正、農協法の改正等によつて、現場の急場の事態をひとつ整理していただかなければならない、こういう考え方でございまして。

○三ツ林委員長代理 額野栄次郎君。

○額野委員 池田参事人にお尋ねいたします。時間もたつておりますので、簡単に伺いたいいたします。

先ほど土地問題のことであるお話をしていただきましたが、現在国の新全総の計画を見ますと、四十年を起点として二十年後の六十年を目標に計画を立ててありますが、それによると、農用地は四十年の六百万ヘクタールが六十年は六百五十万から七百万ヘクタール、森林面積は四十年二千五百十七万ヘクタールが六十年は二千四百万から二千四百五十万ヘクタール、こういうふうになつておると、農用地が山に広がるような傾向になつておると、さらに市街地の面積は、四十年が四十六万ヘクタールで、六十年は九十四万ヘクタール、こうなつておると、としますと、今回の農地転用でこゝしは十一万八千ヘクタール、三年で三十五万、こういうことになりまして、四十年と六十年の市街地の面積の開きが約四十万ございまして、三カ年間で転用をしてしまふことになつて、

一応三年でこと足りるということになるわけでございます。

そこで、倉石農林大臣もいろいろと農地転用の内訳を先般の衆議院予算委員会でお示されておりますが、はたして今回の十一万八千ヘクタールの転用がどのように入らんでいくか、どういふように見えておられますか、参考までに簡単に伺いたいというのが一点でございます。

もう一点伺ひしておきますが、先ほど触れられました土地問題で、この法案が通りますれば、いよいよ農家は土地を売るといふ段階になつてまいりますと、現在私の調査でも各地で、三万五千円の休耕奨励金を土地代に上積みしてくれという声がよく聞かれるのでございます。会議所もこのことについてはいろいろ承知しておられるかと思ひますが、そうなつてまいりますと、土地価格の問題で二次的な影響がだんだん起きてくるのじゃないか、こういうふうにご懸念されておられますが、その点について、簡単にでつこうでございまして、から、御意見を承つておきたいと思ひます。

○池田参事人 御指摘のように、新全総計画等の長期展望、そういうことに対応して、日本の国土の農業の利用、特に畜産的な利用等を中心にして、もつともつと拡大されていかなければならぬ。ただ現時点で米だけを見ると生産過剰であり、長期的な展望から見ても、水田は生産力の増大等との関連で、ある程度減反をしても間に合ふ、こういう問題がいろいろ大きくクローズアップされておられますので、この問題を短期的にどうするか、こういうことで、水田をつぶすというところについては、とりあえず十一万八千ヘクタール、この問題もいろいろ計画が、先ほどお話がございましたようにありますが、私は率直に申し上げて、そう簡単に十一万八千ヘクタールが一年間ででき上がるというふうにはどうも理解をしておりません。あれに対しては、具体的な裏打ちになるような資金面とか、いろいろの問題について、あまりたいしたことが行なわれておりませんし、また国会のいろいろ議論を通しても、政

府は必ずしも明確な線を出していない。福田大蔵大臣が、とにかく三十五万ヘクタールの水田を三年間でつぶすというふうなことではないと、このメリットといふものは具体化しないと言つたというふうなことも新聞等を通じて読んでおられるわけですが、その辺の問題は、私どもの考え方では、生産調整といふものが一年で成功するといふ基本的な考え方は持つておりません。やはり三年なら三年計画でこの問題をやっていって、その中におきまして農工商全なりいろいろな政策がございまして、ある程度そういう方向に、あるいは住宅問題等に土地利用計画との関係前提として水田を壊廃するということも、短期的にはもちろん必要であります。やはりもつと土地改良なりそういう問題をひくくする、田畑輪換が可能であるとか、いろいろな地域分担の農業政策といふものがその間確立をして、その地域地域の農業生産のあり方といふものが農業者にはつきり裏づけをされ、しかも米価に依存した問題を、もつと全体の重要な将来の戦略目に対する価格政策等が総合化される、こういうような形を含めながら、やはり長期的には土地の外延的拡大といふことをひくくする、とにかく国際的に許容される保護の限界、これもいろいろ時代に対応して違ふと思ひますが、そういう姿の中で長期的に日本の農業といふものを本格的に確立をして、基本的な問題としては安定した食糧の供給ができる、米以外はみな足りないといふ問題を頭に置いてやらないと、何か水田の現段階の問題が全体として農業の後退につながるような印象を受けやすいということにつきましてはきつめて遺憾であり、そういう方向での国会での御審議は、ひとつ政府を通して十分活発にお願ひをいたしたいということをお願い申し上げます。

○額野委員 いまお尋ねをしたもう一点の、三万五千円の奨励金を上積みしてくれという問題について、一言お願ひしたいと思ふのですが。

○池田参事人 三万五千円を土地の売買の上に乗積をする——今度の三万五千円がいろいろの形

で、たとえば小作料の問題に影響するとか、あるいは請負耕作もいままで二万円ぐらいでやつておつたのが三万五千円でないとかいふか、いろいろな余波が起つておることは事実だし、またそのことが都市の周辺においては地価をさらに上げておる。ただ、全体として見ますと、米の主産地的な相当遠い地域においては、逆にそういう問題をさらに乗り越えて、水田の売買価格が、米の将来性についての一応のめどが消極的であるといふことに関連して、逆にある程度下がつてくる、こういう現象も一方にはございまして、全体としてこの問題が悪い面とそうでない面——私は、生産手段として使つて以上は農用地の価格は安定しなければならぬし、またある程度下がらなければならぬ、そういう政策が経済政策全体でとられる——いまの短期的な、三万五千円が地価の値上がりに影響しておるといふ問題は、部分的にはございまして、全体としてはそれは言ひ切れないのではないかと、いふふうに理解しております。

○三ツ林委員長代理 以上で参事人に対する質疑を終わりました。

参事人各位には御多用のところ長時間にわたる御出席をいただき、ありがとうございます。委員会を代表して委員長より厚く御礼申し上げます。

午後二時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後二時五十三分再開

○草野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松沢俊昭君。

○松沢(俊)委員 この前も質問をしております

で、その次の質問に移りたいと思います。

まず一つは、農地法改正という問題については、農地というものはだんだん面積が縮小されて、日本の農業というものが小さくなってしまふ、そういう一面を持っておるんじゃないかというのと、もう一つは、農地法の改正によって、いままでの自作農主義というものがくずれてしまつて、そして多くの農民が離農しなければならぬという結果になってしまうんじゃないか。こういうようなことからして、実は心配をしておるわけなんです。

そこで、まずお伺いしたいのですけれども、一体これからの日本農業というものは輸入国、輸出国、いずれかという質問に対しては、政務次官のほうでも、これは輸入国、輸出国ということなしに、自給率を高めていく、こういう農業にしていかなければならない、こういうお答えがあったわけなんですけれども、現在米の生産調整が現実に行なわれておりますけれども、この米の減産をやらなければならぬのは、余剰米というものが相当膨大になってきている、そこで、このまま生産を続けていくことになる、さらに一そう古米、古々米というものが倉庫に一ぱいになるじゃないか、だから生産調整をやらなければならぬ、こういうのが政府の言ひ分であるわけなんです。

そこで、昨年の米の生産量というのを私新聞で見たのでありますけれども、史上第二位の成績であつて、その生産量は千四百三十三万トン、こういうぐあいに発表されているわけなんですけれども、そこで、私不思議に考えるのですけれども、新潟でございませうけれども、去年のいまごろはまだ農協の倉庫は満杯になつておつたわけなんです。ところが最近、倉庫がだんだんがらあきになり始めてきているという現象が出てきております。各農協とも今度は倉庫には万全の対策を立てようという立場で、実は去年も農協では相当倉庫をつくつたわけなんです。その倉庫ががらあきになつてしまつては、せっかくつくつたところの

倉庫が無効投資になつてしまふという面が実は出てきております。そこで、一体、昨年千四百三十三万トンという生産量というものがあつたというには、予約の数量というものが去年はどのくらいにあつたのか、そうして買い上げ数量というものがどのくらいであつたのか、そしてまた、自主流通米というのがどの程度出たということになつてゐるのか、その他、保有米等がどのくらい残つてゐるのか、そういう内容をひとつお聞かせ願ひたいと思います。

それ等とあわせまして、前年の状態がどうであつたのか。前年の農協の倉庫の在庫量というものと、今日の倉庫の在庫量というものがどういふ様子で変化をしておるのか、前年対比でひとつお答え願ひたいと思つてゐるのです。

○渡辺政府委員　こまかい数字的なことは、食糧庁の事務当局からお答えをさせます。ただ、たゞいま農協倉庫がからつぽになつたというお話がございしましたが、それは非常に限られた地域であつて、日本国全部が農協の倉庫がからつぽになるようではしたならば、米の過剰問題というのは起きなくて、われわれとしてもたいへんけっこうな事だと思ひますが、おそらく農協の倉庫がからになるといふ地方は、比較的需要者から好まれる米をたくさんつくつておる地方ではなからうかという気がいたします。それらの需給関係の数字は、食糧庁の次長からお答えをさせます。

○馬場(二)政府委員　お答え申し上げます。途中でまいりましたので、あるいはお答えが必ずしも射的でないかも知れませんが、あらかじめお断り申し上げておきます。

四十四年度産米の予約は、最終的に九百七十二万九千トンでございませう。実際の米の現物の買入れ見込みは、八百九十万トンを予定しております。これは前年に比べますと、四十三年産米は予約が九百三十三万二千トンで買入れ実績が一千六万九千トン、こういうことに相なつておるわけでございます。自主流通米は四十四年度産米から発足いたしました。これは計画としては御承知の

ように全部で百七十万トンでございました。そのうち主食のウルチが百万トン、酒米が五十万トン、モチ米が二十万トンであつたわけでございます。現在の実績見通しは、初年度のことでございませう。それでそれより相当下回つて、たゞいま食糧庁で見込んでおりますのは、ウルチ米が計画百万トンにして三十万トンでございます。酒米が四十七万トン、モチ米が十三万トン、合計九十九万トンを見込んでおるわけでございます。

それから倉庫事情であります。これは在庫の増大あるいは四十四年度産米の買入れの進捗状況によりまして、全国的に非常に窮乏な状態になつております。しかし、通常の収容力では窮乏でございませう。これを最大収容力ということでは、はり高を高くするとあるいは通路を狭くすること、というところで、全国的には一応買入れ数量がさして支障なくおさまつておるわけでございます。ただし、いま御指摘のように地域によりましては、最近食糧庁の米の需給操作、若干いり米から配給に回す、良質米から配給に回すという操作をいたしておりますので、いま政務次官が申されましたように、地域、地域を見ますと、比較的倉庫に余裕のあるところも出ております。また、そうかといひますと、非常に長く在庫してゐるところもあることも事実でございます。これは米の需給操作上、結果的にそういうふうになつてゐるということでございます。

○松沢(俊)委員　倉庫のほうのお話を聞きますと、いまお話を聞きましたとおりだということになるかも知れませんが、たとえばうまい米から順々に出すというお話でありますけれども、私の地方では五等米から先に出てゐるんです。ですから、五等米が一番うまいのでしょうか、どうでしょうか。

○馬場(二)政府委員　先ほど申しましたのは、こういう過剰米の状況下では、やはり主食として消費の増進をはかる、需要拡大をはかるということ、ついでに私どもの努力すべき点でございますので、つい数カ月前からできるだけ新米から、また同時に、

同じ新米でも銘柄のいいおいしいものから出荷をするという方針にいたしておるわけでございます。したがひまして、たゞいま政府の運送は一四、一でないし四等は内地米という配給品目でございます。現在の五等が徳用上米という配給区分をいたしております。一四等は内地米ということ、その中では一三等を優先して現在消費地に運んでゐるわけでありませう。たゞいまの五等、これは徳用上米で、全部小袋詰めを義務づけて、徳用上米ということで、値段も、普通の米が、東京で内地米が千五百二十円であればこれは千二百五十円ということで配給してございまして、非常に需要が多いわけなんです。したがつて、徳用上米の原料米であります五等については、これは各産地から需要に応じまして非常に優先的に配給品目の違いから、あるいは価格の違いからさうなつておるわけでございます。したがつて、一四等の中では一三等を主として、内地米という配給品目で優先的に輸送をいたしてゐる状況でございます。

○松沢(俊)委員　そこで問題は倉庫の問題でありますけれども、農協では倉庫の倉敷料というものがやはり農協財政の大きな部分を占めてゐるということ、これは間違ひないわけなんです。ところが、うまいところの米から順次出しているのだ、そういうようなことから、農協のほうでも、倉庫の収容量が非常に問題があるからということ、御指導されながら、そして倉庫の建設というものが農協のほうでは取りかかつたと思つてゐる。ところが、新しい倉庫はできたけれども倉庫の中に米はさっぱり入らぬということになれば、金は使つたが今度はそれを償還する金もないという状態になるわけなのであつて、これはやはり全体的に公平に倉庫の操作をおやりにならぬと、ある農協においては倉庫によつてむしろ赤字を出すという結果になるのじゃないか。そういう点はやはり配給行政という面から善処していただかなければならぬ、こゝろなんじゃないか、こゝろ考へるわけ

なんでありませんが、この点はどうお考えになるのでしょうか。

○馬場(二)政府委員 実良質米から優先出荷するという事になりますと、いい米をつくっている地方の農協の倉庫が比較的早くつくって結果になる。農協の米に関する業務では集荷手数料と保管料が主たる収入源でございまして、悪い米をつくっている農協に比べて早く倉庫がすいて保管料が減るといことは、私どもも大問題ではないかと実は思っているわけです。したがって、この解決策としては、できれば県の経済連あたりで保管料のプールでもすればこの問題は解決するかと思ひますが、それも目先すぐ可能と思ひませんので、やはり良質米から需給操作上優先出荷するという方針でありますけれども、やはりそういう農協の保管料収入確保ということもかね合いを見ながらいま運用しているわけでございまして。

○松沢(俊)委員 昨年は自主流通米百七十万トンの予定をなされたわけなんでありましてけれども、そのうちウルチは百万トンということになっておったと思ひます。そのウルチが三十万トンしかいま予定されておらぬということになりますと、七十万トンというのは結局計画倒れであつたという結果的にはなつてしまつたと思ひます。そこで、ことしも自主流通米といふものは百七十万トンということを想定しておられるようでありましてけれども、はたして百七十万トンといふものが、昨年の実績と比較をいたしまして可能であるといふところの自信をお持ちであるかどうか、この点を実は聞きたいと思ひます。と申し上げますことは、私の近くの農協におきましてはこれは一俵につきまして三十円政府米よりも値段の下がつたところの自主流通米になつてしまつたわけなんでありまして、ところが、東京に来てみまうと、東京では政府米が十キロ五百二十円といふのに、自主流通米といふのは二千元を上回つてゐる。農家から買うときには安い値段で買つても、消費者のところへまゐりますと一俵について三千円余りも高い米になつてしまつてゐる、こ

ういうのが自主流通米の実態であるわけなんです。こういう実態を踏まえて、そしてまた昨年の実績からいいたしまして、七十万トンといふものが計画倒れになつてしまつてゐる。こういう実績を踏まえて、はたして百七十万トンの自主流通米といふものがことしは十二分に自信があるといふふうにお考えなのかどうか、この点はむしろ政務次官のほうからお伺ひをしたほうがいいんじゃないかと思ひます。

○渡辺政府委員 去年百七十万トンの計画をしたのが、モチ米については三十万トン、合計して百万トン足らずであつたといふことは事実であります。ところが最近に至りまして、自主流通米の米がない、だから政府に売り渡しをした米を自主流通米に回してくれないかといふような要望もあることは事実であります。そういたしますと、なぜ一体そういうようなことになつたのだからかと考へてみますると、何ぶん昨年は自主流通制度初めてのことでございまして、それから、それぞれの集荷団体、農協等においても、これを持つておつてはたして高く売れるものだらうかどうかといふような疑問等も手伝ひしまして、大事をとつたと申しました。政府に売り渡ししてしまへば、これはきまつた値段と同じであります、高くは売れませんが安全だといふようなところで、自主流通米で申し込まれたものも、政府のほうに早々と売り渡しになつてしまつた。ところが最近に至つて自主流通が比較的評判がいい、そのためにすでに自主流通のワケがない、そういうお米がないといふようなことであります。だから事業者団体からは、どこの村のどの倉庫にはどういふようなうまい米が入つてゐるから、それは政府米だけれども自主流通米のほうへ回してくれないか、そうすればもっと売れるのだけれどもといふような要望になつて現在出てきておるものと思ひます。したがつて、去年の経験を生かして、皆さんがもっと自信を持つといふようなことになれば、もう少し政府に売り渡すことを手控えてもらふ。そうすれば政府としては、去年は金利、倉

敷きの補助等も自主流通米についても差し上げたわけでありまして、あつて政府に売らなくて、また、どうしても自主流通で売れないといふような場合には政府に売り渡すという手もあるのではありませんから、それらの点をあまり神経質にならないうで、ことしの経験に照らして自主流通が伸びるようになつていただきたい、こういうような行政指導をするつもりであります。したがういふものは達成できるのではないかと、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○松沢(俊)委員 政務次官に聞きますけれども、統計からいいたしまして、たしか国民の一月月当たりの配給を受ける量といふのが六・四キロといふふうに私聞きましたので、これはなほ、そちらのほうに資料があると思ひます。ところが、昨年の三月三十一日までは十キロ配給であつたわけですね。それが四月一日から十五キロの配給に、五キロふえたといふ状態が出てゐるわけなんです。そういう状態の中で、米穀業者といふのは政府から売り渡しを受けることができるわけですね。ところが一般の消費者がかりに六・四キロしかとらないといふことになるか、その差といふものは一体どうなるのであるか、私たちはこ

ういふ一つの疑問を持つわけなんでありまして、そこでその差といふのは、やはり良質米といふのをピンはねをして、そして一般の配給するといふのは、極端にいうならばまずい米を配給する。そしてまずい米だといふと、ピンはねした良質の米といふのをやみ米用とかあるいは自主流通米だとかいふようなことにして、それを売り出していく、こういうケースといふのはあるのではないかと、こ

に、うまい米にはそういうレッテルをつけた袋の中に入れて、そして高々と売つてゐるといふ傾向といふものがあるのではないかと。そういうようなことからして、たとえば新潟の場合におきましては、先ほど倉庫の事情を申し上げましたけれども、倉庫はからっぽになつてしまつたといふ問題が起きてくるのではないかと。そういうところの取り締まり、監視、そういうことを政府のほうでやつていかないと、流通機構といふのはくずれてくるのじゃないか、かように私は考へるわけなんです。ありますが、この点は政府のほうで監視、監督、消費者行政という立場に立つてどの程度具体的に手を出しておられるのか、その点を質問したいと思ひます。これは倉庫事業とからみましての御質問ということになるわけですが、これは次長のほうから……。

○馬場(二)政府委員 御指摘のように私も、政府が売り渡した管理米がかりに横流れといふことは非常に大問題でございまして、この点については実は昨年そういう問題が、これは先生の非常に身近の県から起きたので、これは警察当局の強い取り締まりでもちろん根絶いたしました。その後、ただいま御指摘がありましたように、おおむねだいたい六キロ程度でございまして、一人当たりの消費動向なりあるいは各卸の従来の実績を基準にいたしまして政府の売却量はきめていくわけでございまして。したがつて個人個人見ますと、最大限度の十五キロの受配があるかもしれませんが、平均では大体六キロ程度を目安に割り当てをしてゐるわけですね。特に生産果のほうにおきましては余裕のある売却を卸にいたしますと、ただいま御指摘のような好ましくない事態が発生する可能性もございまして、特に生産果の売却のワケにつきましても、都道府県及び食糧事務所十分審査をいたしまして、そういう余分のワケが渡らないような売却方針を現在とつておるわけでございます。それから一般的な配給改善の指導でござい

が、これはまず仕組を昨年四月から改めたわけ
です。できるだけ卸登録業者ないしは小売り登録
業者の競争原理を業者に導入したいということ
で、昨年四月からは、消費者と小売りの結びつき
を廃止いたしますと同時に、小売り卸の登録が
えも年に一回は自由にできるように、あるいは人
口急増地帯の小売り店舗の新規参入ができるよう
な方途を講じたわけでございまして、できるだけ
競争原理を導入したいということをやります
まして、同時に、指導監督も従来からいろいろ
やっておりましたが、昨年四月からは巡回指導監
査、これは食糧事務所及び都道府県の担当官が随
時精米所ないしは小売り配給店舗を回りまして、
はたして適正な配給がなされているかどうかを
チェックをするということを始めます。それ
と同時に、最近われわれとして非常に効果をお
さめ、期待をしておりますのは、配給米の検討会
というのを実はやっておるわけです。これは都道
府県なり食糧事務所が随意に抜き取りました米な
いしは各家庭で受配しました米を持ち寄りまし
て、そこで品質、価格あるいはその他の点で不適
正なことがないかどうかをチェックする、こうい
うことで、いやくも管理米の横流しあるいは転
用、転売がないように、末端配給がないような注
意を十分払いながら、現在配給行政をやっている
次第でございます。

●松沢(後)委員 政府のほうでそういうふうにし
ている監視をやっておられるということ、御
答弁では出てくるわけなんでしょうけれども、御
も、実際の消費者の情勢の中には、それほど、その
問題が非常に監督、指導が強化されているという
ふうには、実は見受けられないわけなんでしょう
して、この点はずっとやはり強化をしてもらわな
ければならない。そのためには、やはり検査官と
いうもの、これは当然もつとやしてもらって、
最盛期においては検査官が不足で困るというよう
な、そういう事態がないようにして、今度は消
費面においても相当活躍をするという、そういう
体制を実はつくっていただきたいということ、こ
れは要望でございます。

そこで、問題になりますのは、いまの現状か
らいたしますと、ゴールドライスなんというも
のが横行しているわけなんでしょうから、この
横行しているところの現状の上に立って、百七十
万トンの自主流通米というものが、はたして成功
するかどうかということになると、私ははなはだ
疑問であるわけなんでしょう。要するに、昨年
の実績もウルチにつきまして三十万トン、そうす
ると、こしもウルチ百三万トンということをし
ても、やはりそこに抜け穴があるということにな
れば、この自主流通米というものは、私は、成功
することは非常にむずかしいんじゃないか、こう
いうぐあいには思います。その自主流通米
というものが成功をかりにするとするならば、そ
ういうゴールドライスというふうなものにならな
いように、やはり指導していかねばならぬ
じゃないかと思えます。この点は監督、
指導というものを十分にやるというんですが、そ
ういうレッテルの張られるところの袋というもの
を取り締まられるのかどうか、その点お伺いた
いと思ふんです。

●馬場(二)政府委員 先ほど申しましたように、
末端配給の乱れを正すということは、非常に私ど
もいま重点を置いて指導いたしておるわけでござ
います。何ぶんにも、小売りだけでも五万六千
軒の小売り店舗がございまして、徹底した指導
というものは容易でない点もございまして、しか
し、いやくも大口な、しかも非常に悪質な不正
というものがございまして、これは取り締まり
当局とも連絡をとりながら、随時取り締まりも
いたしておるわけでございます。ただ、いまい
ろんな化粧袋に入った米が出回っております。あ
るいは正規の配給米でも、パールライスとかある
いはシルバールライスとか、いろいろのが出てお
りまして、その点、正規の配給米であるのか、あ
るいは、先ほど先生がおっしゃったような米であ
るのか、非常に識別のむずかしい点がございま
す。要は、その配給米の横流しをする根源を断つ
ということが一番大事な点だと思いますので、ただ
いま米販売業者に売る毎月のワタの適正化という
ことに最大限努力し、同時に、その後の流れも監
視体制を強化してやっています次第でございます。

●松沢(後)委員 そこで、御質問申し上げます。昭
和三十六年の農地法の改正で、最近というか、昭
和三十六年の農地法の制定以来、いろいろなこと
ばができてきているわけなんです。たとえば、農
業協同組合の規約からいいますと、農民という
ことばになっていくわけなんです。あるいはまた、
最近、政府のほうで、この農地法だとかあるいは
また農政に対するところの御答弁なんかか
らいたしますと、自立経営農家、こういうことば
も出てきております。それから、今度、そのほか
に、農業従事者ということばも出てきているわけ
なんです。その他、自作農ということばはもと
とありますが、そういういろいろなことばが出て
きておりますけれども、この農地法というのはい
づれのもの、これをこれから育成強化していけれ
るのか、そうしていままで出てきているところの
ことばというものはそれぞれどういう意味がある
のか、その点をひとつお伺いを申し上げますと思
うのです。

●中野政府委員 たいへん基礎的な御質問でござ
います。御承知のように、戦後、自作農主義を
確立いたしましたから、いわば自作農と申しま
してもあるいは農業者と申しまして、中心は、
自分で土地を持って自分で耕すというものが中心
でございました。ただ、その後の情勢の変化、今
後の日本農業の近代化のためということから、昭
和三十六年に基本法ができました。自立経営
というふうなことが出てまいりました。自立経営
といたしましては、これはあの法律に定義がござい
ますが、これはあの法律に定義がございまして、
に、能率的な家族農業経営ということになってお
ります。したがって、農地法の改正案、今度
の場合も、申し上げておきますように、今後の農
業を背負っていく農家というものは、やはりそう
いう農業で、能率的な経営をやりが他産業に匹
敵する所得をあげていくという農家が中心であ
ろうというふうな思われるわけがあります。

●松沢(後)委員 そうすると、自立経営農家の育
成というものがこの農地法の改正の趣旨というこ
とになりまして、いま私聞きましてのわけです。け
れども、私たちは一般的に農民と言っているわけ
です。その農民を守るというためにこの農地法の改
正というのが行なわれるのか、自立経営農家とい
うのを育成するために行なわれるのか、あるいは
は、農業従事者の経済的な地位というのを高める
ために行なわれるのか、あるいはまた、この法律
の中には農業者ということばもあるわけなんです
。これはそれぞれ意味が違ふんだと思ひますの
で、要するに、これはこういう意味なんだ、これ
はこういう意味なんだというふうにして解説をし
てもらって、そのうちのどれを育成するといふ
うにこの農地法というのの考へておられるのか、
この点をやはり明確に御答弁願ふねと、その改正
の目的というのがさっぱり、ぼやとしてわから
ぬというところになってしまふ。だから、その点
はつきりしてもらいたいと思ふのです。

●渡辺政府委員 これはなかなかむずかしい御質
問であります。今度の農地法の改正は、別に、自
立経営農家だけを育成する、こういうものではあ
りません。自立経営農家を中心として、兼業農家
もありまして、あるいは農場経営の農家もあり
まして、農業従事者もいろいろありまして、そ
ういうふうな要するに、農業に従事する人、そ
ういふ人の土地を守ってあげるといふのがこのね
らいであります。

そこで、農民と農業従事者と自立経営農家はど
う違うんだという御質問ですが、これは私、寡聞
にして、法律的に明らかにどういふふうな違いが
あるというところがございまして、これは知ら
ないものであります。まあわれわれの常識的に考
えますのは、農民といふことばよりも、あるいは
は農業従事者といふことばを使ったほうが近代的
であるというところは間違いないと思ひます。お百
姓さんといふことばがございましたが、いまやお百

姓ということばはあまり使っておりません。百姓家ということばを使うと、何か農家の方を通常のレベルよりも少し下げて言っておるような印象を与えようとした時代になったということも事実であります。したがって、百姓ということばは使わないで、農業従事者とか、あるいは農家の皆さんとか、そういうふうなことが使われるようになったものと思います。

ただ、ここで自立経営というふうなことが出たということは、ただ単に農業に従事をするというだけではない、つまり、昔の百姓ということばは、言うならば、土地と水を使って作物をせっせとつくり出す、こういうふうなニュアンスが強いわけですが、少なくとも今後農業が単なる肉体労働の労働者というものではなくして、一つの企業体として発展をしていかなければならぬ。したがって政府としては農家経営というものを、小さなものかもしませんが一つの企業の考え方で育成をしていこうというふうな、近代的な政策がいろいろとられるようになったことは事実であります。したがって、いま改良普及員等もただ単に技術の指導をするというだけではなくして、経営の指導もあわせてしなければならぬというふうに変わってきておるのは、すでに松沢さん御承知のとおりだろうと思うのでございませう。ですから、自立経営農家というものは、ただ単に農作業に従事するというものではなくして、いろいろな労働力と資本と立地条件と世の中の経済の動きと、こういうものを結びつけて最小の経費で最大の利潤をあげることでございませう。農家、こういうふうないわゆる経済合理性に基づいた一つの企業単位としての農家、それが言うならば自立経営農家である、こういうふうな御解釈を願って差しつかえないと思うのであります。農業従事者ということばは、言うならば農業に従事をするという意味で、それは農業というものに雇用をされるという場合もその中には入りましようし、また自立経営農家の一員として農業に従事をするというふうな場合も農業従事者ということば

に当たると思います。農民という考え方、その意味と農業従事者という意味は、昔のことばといまのことばというくらいの違いではなからうか、私はかように思います。

○松沢(後)委員 そうすると、私も大體政務次官と同じような考え方があるわけですが、いままで農民というものは土地と水と自己の労働力を投下して経営をやってきた、これがいわゆる農民であつたと思うのです。要するに、そういう農民ということよりも自立経営農家、いわゆる小さいながらも企業として成り立つところの農業経営体というものをつくる、そういうためにこの法律改正案というものが出されている、こういうふうな政務次官の御答弁を要約して差しつかえないでしょうか。

○渡辺政府委員 先ほど申し上げたとおり、自立経営農家を中心として、もろもろの農業関係に働かれる、そして農業に従事される方の農地を守るといふ意味で、しかも効率的な土地の利用を促すという意味で、今回の農地法の改正案が出された、こういうふうな思っているだけのことでございます。

○松沢(後)委員 そこで、それならば、自立経営農家というものは一体どの程度の規模、所得の規模にいたしましてどの程度、それから水田の場合においてはどの程度、酪農の場合においてはどの程度、各業種別にそういう農家というものは大體どの規模なのであるか、具体的に明示をお願いしたいと思ふのです。

○渡辺政府委員 同じ農業と申しましたが、これは作目によって非常に違いがあると思うのであります。水田経営の場合や、あるいは花卉栽培とかイチゴ栽培をするというふうな場合や、あるいは鶏を飼うというふうな場合等においても、おのずから自立経営農家の面積の規模というものは違ってくるのがあたりまえだと私は思います。通常いわれるわけではあります、一口に自立経営農家の規模というものは何ぼなんだといえ、他産業の労働者と均衡した所得を得ることのできる程度の規模である、こういうことだと思ふます。具体的

に例をあげていくと、水田ならば、内地ではおおよそ四、五ヘクタール、これとて四ヘクタールでなくては絶対にいかぬとか、五ヘクタール以上は悪いとか、そういう意味でなくして、おおよそ内地ならば四、五ヘクタールであらう。内地といつてもやはり反当収量が四俵か五俵しかとれないところもありましようし、あるいは十俵か十一俵とれるところもあるましようから、そこには当然地域によって、同じ水田の農家であつても自立経営農家が、あるいは三町歩である場合もあり、あるいは六町歩である場合もあつて差しつかえないと思ふます。要は他産業の労働者と同じような、均衡のとれた所得を得られる程度の規模であるかどうかということに尽きると思うのであります。酪農等におきましても、内地などでは二十頭といふことが一口にいわれておりますが、これについてもやはり多少二十頭を割る場合もあるだらうし、二十頭より少し少ない場合もあるだらう、あつて私は何ら差しつかえない。じゃ鶏は幾らだ、イチゴなら幾らだ、何が幾らだということとは、全部申し上げるといふても基準もないこととてございませう、また私が申し上げるよりも、どの業種目においてはどの程度のものが現時点で他産業と同等程度の所得が得られるかということに於てはいろいろありますから、専門家のほうから申し上げたほうがよいと思ふので、もしそういうことをお聞きをされる場合には、専門家のほうから答弁をさせたいと思ふます。また、非常に詳しく各般の全種目について言えと言われども、この段階でそれを申し上げるだけの資料を持ってきておりませんから、松沢さんの御要望をいまこの席で満足させるような答えはなかなかできないかと思ふます。ことに今回はこの要綱というふうなものもとりかきしたのでありますが、結果的に不親切になるようなこともありますが、その点はお許しをいただきたい、かように存じます。

○松沢(後)委員 政務次官、聞きますけれども、水田の場合におきましてはまあ四、五町歩くらい

だらう、こういうお話です。これはこの前もお話しておられたわけなのでありますが、そこで、所得増進計画というものが出された当時、池田さんは二町五反歩の農家を百万戸育成して、自立経営農家をつくるんだ、こういう構想を出されたことがあるわけなんです。十年後にそういう農家をつくるというお話があつたわけですが、ところが十年過ぎた後においては四町から五町というところを言われるわけなので、四町から五町という規模がで上がるころになると、十二町から二十町歩という話が出てくるのじゃないですか。そういうことになる、日本の農業というものは、将来こういうふうにしてこういうような形の農業をつくっていくんだというところのビジョンがないように考えられるわけです。そういう点で二町五反、百万戸の農家の育成というのと、今回の四、五町歩程度というのとは、どういふ関連性があるのでしょうか。その点を伺いたいと思ふのです。

○渡辺政府委員 これは、池田さんのときには二町五反と言っているが、近ごろ何で四、五町歩と言ふんだ、非常にはつきりしないじゃないか、しゃつちゅう動いているじゃないか、こういうふうな御質問ともとれるわけですが、しよせん経済というものは生きものである、池田さんのときには国民所得が平均十七万円程度でありましたが、現在は五十万円くらいに大體なつておると思ふます。当時池田さんは、この前も言つたように、所得増進して、十年間に国民所得を倍にする、それを目標にがんばりましたと言つて、やつたわけですが、これが十年たつたうち三倍以上になつてしまつた。これは、やはり経済は生きものである、日本の国民所得が思つたよりも大きく伸びちゃつたということ、これはけしからぬと言ふ人はあまりないのではなからうか。日本は生産が世界第二だといわれながら、国民一人当たりの所得は二十番目だとか、やれ二十一番目だとか、足らぬじゃないか、もつともつと引き上げろという御質問や御意見を承ることは私もしよつちゅううんであります。したがいまし

て、現段階に至って、今度いろいろな経済社会発展計画その他をつくっておるようでありますけれども、これはやはりしつこく改定をしなければならぬ。日本だけで日本の経済はやれない。いまは世界と一緒に進んでおるので、世界の経済が直接農家の庭先にまで入ってくる時代であります。したがって、世界経済の動きに合わせて考えていかなければいけない。日本の経済はそういうものであります。

そこで、日本の他産業がどんどん伸びて、しかもその従事者の所得がどんどんふえるということになれば、やはり農家の場合も、農家所得を他産業並み、こう言っておるのでありますから、他産業が上らなければ別ですが、他産業が思ったより上がれば、それに歩調を合わせて農家の経営規模というものを考えられるという事は、私はむしろ当然ではなからうかと思うのであります。ことにこれは自立経営農家ということにおいて議論をするわけでありまして、自立経営農家の意義というものは、やはり時代の趨勢に従って、その所得が他産業が高くなればそれに比例して高くなる、こういうことは私は何ら差しつかえないのではないかと、こう考えるのであります。

○松沢(俊)委員　そこで聞きますけれども、それは、いま四町から五町というの、現時点での他産業との比較において言われているのか、それとも将来四町から五町になるということになるのか、その点を明確にしたいのです。

○渡辺政府委員　おおよそ四、五町歩、牛なら二十頭というのは、昭和五十年ごろを目途として考えられておる数字であります。

○松沢(俊)委員　そういうことになりましたと、やはり言ったときは二町五反であつても、もはや二町五反では他産業との比較ができないような低いものになってしまう。いままたあなたのはうで四、五町と言われましても、それはいまの見通しであつて、将来またどう変わるかわからぬ、こういうことになりましますから、結局言っておられることは何を言っておられるのか見当がつかぬということ

とになってしまふわけなんです。そういう点で私は非常に疑問に思ふわけなんです。そういう、いま統計資料を見ますと、そういう時代の趨勢に依りて農業が変化をしていかなければならないという、そのことはわかりましますけれども、要するに時代の趨勢に依りて農地法を改正しなければならぬという状態に入っているのかどうかという問題、これは非常に疑問に思ふわけなんです。この統計からいいますと、たとえば昭和三十年の場合におきましては、三反以上二町以内の農家というものが日本の農家戸数全体の七四・四％になつてゐるわけなんです。ところが十年たつたところの昭和四十年になりましたと、それじゃそういう時代の変化に依りて農家の農地の流動というものが農地法のワクの中においても変化が起きてきて、そうして上限を撤廃しなければならぬ、ほど上層部の層に農地が移動してゐるかどうか、減つてゐるかどうか、こういうことを見ますと、やはり依然として、三反歩から二町歩以内のワクの中において農地の移動はありますけれども、そのパーセントはやはり七四・四％、こういうことになつてゐるわけなんです。そうなりますと、言っておられる目標は非常にけつこうでございます。いますけれども、現実はそのようにして農家の動向は落ちておらぬではないか、こういうぐあいに私は考えるわけなんです。そして、そのよつてくる原因は、農業というワクの中でのいろいろな原因があるのではなくして、外的な原因からして、つまり規模を拡大しようとしてもできない。三反歩ということになれば、これはほとんど百姓として向かないではないかというふうな農林省のほうで考えられたとしても、農家のほうでは、いやいや、この三反歩というのがあるにうては命の綱なんだよという考え方があつて思ふんです。

ですから、農業のほんとうの近代化を考えると、いうことになりましますならば、農地法を動かすことによって農業の近代化を考えようとしてもそれは無理なんではないか。そうではなしに、外的なその問題を解決しなければならぬのじゃないか。たとえば社会保障の問題にいたしましても、農業から離れて日雇いになつたとしても、安定した状態ではないわけなんです。そうなりますと、やはりそこがだめになつた場合におきましては、やはりこの三反歩にすぎつて生きていけないかなければならぬ。こういう問題があるでしよう。あるいはまた、安定雇用というものが拡大されておらない。ですから、法律がどうなるかと、何としても一町なら一町のたんぼというものは放すわけにはいかないというところからいひましても、農業内部における農地の流動はございませうけれども、全体から見ますと、三反以上二町未満の農家が十年たつても依然として同じような状態になつてゐるんじゃないか。そうだとすると、農地法の改正によって規模の拡大をはかるという事は、ちよつと考え違ひなんじゃないかというふうなことは、ちよつと考え違ひなんじゃないかというふうなことは、ちよつと考え違ひなんじゃないかというふうなことは、ちよつと考え違ひなんじゃないか。

○渡辺政府委員　私も、農地法だけで農地の流動化が全部済むとは思っておりません。したがいまして、われわれとしても、いま御指摘がございまして、わかれわかれといたしまして、二万円の年金を差し上げるようにいたしまして、あるいはまた、離農する場合にも三十五万円の一時金を差し上げましようというふうなこともやっております。幾ら離農したくても就職口がないじゃないかという御質問もございまして、したがってわれわれとしては、今後は土地税制等の改正をして、東京のような大都市からいかに工場をもつていくという場合は買いかへ制度は認めないのではありませんが、ことしからは、そういうような工場については特例として、東京で一億円で工場を売つていなかで一億円で工場を建てたならば、そのもうけにについては税金をかけませんというふうなことがなほもいたしまして、要するに、過密から過疎地帯へ工場がいくことを助成するということもやつて

おるわけでございます。あるいは農村と地方の道路をよくしなければ、交通がとだえては工場がいくはずがありませんから、農村地帯にもりっぱな道路をつくれといつておりますし、また新幹線道路のようなものも、東海道だけではなくして、これはたいへんなことでありますが、新潟のほうにまで新幹線をつくらう、こういうようなことも計画を、着々と進められておることは、松沢さん御承知のとおりであります。したがってわれわれは、農地法だけで農地の流動化を完全に行なつておられません。ただ、一番基礎になるものは、これは農地法でありますから、幾らその他の点を改良を加へましても、肝心な農地法がいままでと同じようなことであつたのでは、これは規模の拡大がやりづらひ。一つの例を申し上げますと、せつかく工場が来た。工場につとめてみた。つとめてみたけれども、自分で土地も持っていない。その土地を隣の家に貸しても、貸してもいいんだが、貸してもまあ四千元から五千元の小作料ではとてもこれは引き合はない。それならあちやん農業をやつても、米は五俵か六俵しかへたな農業でありますからとれないけれども、そのほうがまだ得だから自分でもやるか。私は、現在の日本の実情というものはむしろそこにあるのじゃないか。農村地帯等におきましては、小作料等の問題が、専業農家に土地が集まらないという障害になつてゐるということも事実でございまして、また、自分たちがいま三反歩のたんぼを持つておる、相当遠いところに、だんなさんは学校の校長でつとめておる、あるいは工場へつとめておる、家族で引越していきたくいんだけれども、引越してつとめておる人に貸すやうな地主というふうなことがなつてしまふ。したがって、まあせつかく親類のものが二束三文に買上げられたのではつたらぬから、また不在地主になるのは困る、そこで二重生活をやつておるといふような方がたくさんあることも、これは事実でございまして、したがって、これはやはり農地法を改正をして、そう

いう場合には一町未満の土地であるならば隣の人に貸しても、農協に委託経営をしても、よそへ引越して遠いところへ行っても、親子二代の間は不在地主扱いはいけません。親子二代の間は不相当な期間であって、その間には世の中も相当変わるかもしれない。そのときにおいてまた皆さんと御相談をして、これはひとついい規模に拡大をするのはどうするかといううなことを政府としては皆さんと相談の上でまた考えていきたい、かように考えるわけであって、経済の計画というものは五十年も百年も先のことまできちんと——特にこのように日本が激しい勢いで経済成長をしておる段階において、先々のことまできちんと、ともかく絶対動かせないという経済原則的な不磨の大典をつくり上げるといふことはなかなかできないのであります。したがって、しよつちゅう変わる言われまますが、農地法等はそのときの時勢に合わせて、まあ五年から十年ぐらゐの先を一応見て、ともかくそれを一つの目安にいろいろ考えていくことがやっぱり一番適當なことではなからうか、かように考えておる次第であります。

○松沢(後)委員 規模の拡大ということで農地法から手を出して、いこうというお話なんでありまうけれども、いま政務次官が言っておられるように、そう簡単には安定した雇用条件のある場所と、うのがないわけなんでありまう。でありますから、やはりその農地にしがみつけないければならぬというのが農民の実情であります。いまお話をございましたように、今度は農村に工場を分散をやって、そして何とか収入の道というものを考へてやらなければならぬじゃないか、これは昔からいわれていることなんでありまして、私も市会議員から始まったわけなんでありまうけれども、工場誘致条例なんというものををつくりまして、そして工場の誘致運動というものが自治体で行なわれたことがあったわけなんでありまう。あるいはまた新産都市なんという計画が立てられまして、今度は地方に工場を分散するのであるという、そ

ういふ宣伝が盛んに行なわれた時期もあるわけなんでありまう。しかし、新産都市という計画を立てまして優良農地を全部工場用地につぶしましたけれども、そこにはペンペン草がはえているという、要するにそういう状態がわが新潟県には現実にあるわけなんでありまう。要するに、企業というものは採算のとれないところには進出をしないわけなんでありまう。そういう点から考えますと、政府のはうでけつこうすくしのそういうお話をやらせようといひましたけれども、いままでの経験からいたしまして、そのようなことは現実不可能であつたという実績があるわけなんでありまう。そうだといたしますなら、やはりそれは別に、農地法に手をかけるといふことよりも、それらの社会保障やあるいはまた安定雇用拡大というものをやつていかなければならぬのじゃないか、かように私は考えます。そういう点は渡辺政務次官のほうは、あなたも農村出身だと思ひますけれども、それはあなたあたりもよく知つておられるはずなんでありまう。こういう点はやはりこの際はずきと、そういう何か夢物語のような答弁でなしに、やはり現実の農村をよく見られて御答弁を願ひたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、そういう状態の中に兼業化というものがどんどん進行しているわけなんでありまう。一種兼業は二種兼業になり、専業は一種に転落をしております。これは政府の農業政策に大きな問題があるんじゃないか。昨年は一昨年と比較いたしますと、米価の問題にいたしまして、生産費が石当たり一・五%も上がつていゝるわけなんです。ところが昨年は米価の据え置きが行なわれていたわけなんです。こゝの予算編成にあたりまして、政府のはうでいたしましては、物価が上がつていゝるにもかかわらず米価は据え置きだといふことを言っているわけなんです。こういうようなところに農村の貧困化が進むといふことになるんじゃないですか。それだけではない。いま生産調整の問題等がございまして、こんなくだらぬところの農業政策が一体どこにあるかと

いうことなんです。米をつくらんで寝て休んでいゝところの連中に対して金をくれるなんというところの農業政策というものは、私はないと思うんです。ほんとうに米というものが余るとするならば、それならば別な、要するに他の農作物に転作をさせる、転作のためのいろいろな措置といふものを農業政策として講じる必要が私はあると思うんです。あるいはまた、外国からの輸入農産物といふのがたくさん入つていゝるわけなんです。要するにそういうものを極力押えつゝける、そして農業といふものを守つていく以外に方法がないのではないかと、こういうぐあいに私は考えるわけなんでありまう。政府のはうはそれとはあべこべにますます農業を圧迫するといふ、そういう政策といふものをを出してきておられるところに、今日の農業問題を一そう複雑困難におとしめていゝるんじゃないか、私はこういうふうにして考えます。ですから、政務次官はどうかお考えになりますか。

○渡辺政府委員 先ほどの工場誘致等の問題であります。教のうちにありますから、新産都市をつくつてもどつちかその一角にはまだ工場が誘致されないうようなものもあるいはあるだらうと思ひます。しかし全体から見ると、やはり新産都市をつくらばつゝただにそれだけの企業が発展をしておるというところ、これもまた私はまぎれもない事実であらうと思ひます。部分的な問題でなくしてやはり大きく見ていただきたい、かように思ひます。その次は、農地法の問題につきまして、お話を聞いておられますと、農地法の改正案を出すことによつて何か特別に小さな農家の方を圧迫するよゝうな意味に私はとつたわけでありまう。政府としては農地法を改正して小さな農家を強制的に圧迫をするといふような考えは、これは毛頭実持は持っていないのであります。農地法、農協法等については、午前中も農業会議所あるいは全国農協中央会会長さんなどの意見聴取をしたわけでありまう。が、もしほんとうにいまおっしゃるよゝうにこれが農家を圧迫する法律であるならば、ここで全国の組

織の代表が賛成演説をぶつて帰るということはないんじゃないか、やはり私は全体としてはこれは賛成だ、こういうことが必要だと思ひます。それらの組織の代表者の方が賛意を表して帰られたものである、かように私は思つておるわけでありまう。なお、兼業農家の問題であります。兼業農家をつくるなといふような御議論がどうか、そこらの点にはよく私にはわからないのでありますけれども、考え方の問題であります。たとえば水田五反歩しかない、そこで専業農家でずつと暮らせと申しましても、これは終戦直後のよゝうなときで食うだけで一ぱいなんだ、食つてさえいられればいいのだといふならば、それは五反歩の水田にしがみついていつまでもいゝるだらうと思ひますけれども、しかしながら、五反歩の水田を経営するよゝうも、やはり自分では二町歩、三町歩、四町歩といふよゝうにふやすといふことも希望しない、だからこれは協業経営にまかせて自分とはつゝめに出たほうで、いゝ倍の収入があがるといふよゝうな条件ができれば、何もそういうふうなことで兼業される方を、おまえは兼業はいけないといふて押さへる必要もこれはないのではないかと、やはりそれはどこまでも農民の自由になんかせたいのじゃないか。農村の方が農業だけで、小さな土地でそれをやつていゝたほうがいいという人にはそうしてやらえといふのだし、いや、おれは表へ出たほうでいゝといふ人にはまかせような条件を整えてやることが必要なんだし、最終的な選択といふものは、これは農家それぞれ自分の自由な意思におまかせをするといふことが最もいいのではないかと、こう思ひます。したがつて、全部を専業農家のワクの中へ強制的に政府は入れるのだといふことではございせん。これはそれぞれ自由な立場でやりなうてつゝこうだ。また、その土地にしがみつくといふお話がございまして、それは先ほど私が申し上げたよゝうな理由によつて、全国の農村地帯の大部分であらうと思ひますけれども、東京の近く、ビルの近くに土地があつて農業をやつておるといふよゝうなもの、

農業のためにその農業をやっておる、生活のために農業をやっておるということももちろんございまいしょうけれども、それと同時に、やはり値上りというふうなものを期待をしてなかなか土地を手放さないということも私は大いにあらうかと思ふのであります。

なお、外国の農産物の問題がお話に出ましたが、われわれは外国の農産物、外国から入る農産物というのは、できることならば入れないで、国内で全部生産をされるということが一番好ましいし、あるいはまた国内で生産した農産物が外国にまで輸出されるというふうな事態になるとするならば、これも理想的なことであらうと思ふのであります。しかしながら、先ほど言ったように、日本の現在の農業立地条件というものをからして、なかなか農産物を外国にどんな輸出になるというほどつくらせるといふことは適当ではなからうと思ふのであります。そして外国の農産物を買入れるという問題についても、これはともかく全部国内でやらせればいいのだけれども、あまりにも外国と国内との差が開き過ぎる、土地の面積等の問題もこれあってできないというふうなものなどについては、国内で幾ら奨励してみたとところでつくる人はいない。大豆のごときはその一番いい適例ではないかと思ふのであります。値段をうんと上げたらいいじゃないか、四倍にも五倍にも上げたらつくる人はうんとあるじゃないかという御議論もありましよう。しかしながら、政府といたしましては、やはり大部分の消費者というものを考えますと、やはり一方的に価格政策だけで農業を進めるといふような時代ではない、こう思つておるのである、できるだけ外国からの輸入というものは避けるような方向をとつておりますけれども、しかしながら、国内で生産をさせるといふことが非常に極端に経済合理性を欠き、極端にこれが物価をつり上げるというふうなものなどについては、これは外国から輸入をすることもやむを得ないものと思ふのであります。しかしながら、御承知のとおりお米のようなのは外国の倍以上もし

ているわけでありますが、これは日本の農民のともかく所得の基盤になつておるものでございまして、高いものであつても、要するに消費者の方にもがまんをしてもらつて、日本でもいろいろな長期間の港灣ストライキとかあるいは何か天災地変とかいふようなものを考えたと、この主食に該当するようなお米のようなのは外国に依存をするといふことは、国の安全上からいつても好ましくないもので、こういうものは非合理的であつても、やはり国内でつくらせるといふ体制で一貫してきたし、今後ともそういう体制は持続するといふことを返す返すも申し上げておるような次第でございします。

○松沢俊委員 私兼業農家を専業農家にしていかに努力をしてもいい、こう思つておるわけですが、いまはだんだんあべこべに専業農家が兼業農家に転落している、こういう問題、そしてこの農地法の問題は何も小さいところの農家といふものを切り捨てたものではないのだ、こういうお話でありまうけれども、これはやはり法律がでさうして、そしてこの前も長谷部委員のほうからもいろいろ質問がありましたのですけれども、五反歩に引き上げをやるわけでは、五反歩に引き上げを三反歩から五反歩にする。五反歩になると、これは自創資金の問題なんかはやはり私は対象にならぬと思ふのですよ。要するに農地法の条件が引き上げられることによつてならない。あるいはまた二種兼業農家になれば、これは農業の収入というものが主たるところのものに對して貸し付けが行なわれるといふことになつてくると思ふのですよ。ですから、第二種兼業農家に転落をするといふことになれば、資金の対象に私はならないと思ふのですよ。そういうことになると、結局この農地法というものが改正されることによつて、資金の面においては選別融資といふものが行なわれるといふことになるわけですね。だから、弱者はほとんど見てもらうわけにはいかないといふところの状態になるわけですね。しかも専業から兼業に移るといふことは、価格の面等の政策というものがおもしろくないから

そういう結果になつてくるのじゃないか。いま政務次官のほうから言われましたように、日本の米といふものは外国と比較して二倍だといふことになる。よく言われるのですけれども、日本の農業といふのは国際農業と競合できるような強いものにしなればならぬ、こういうことですが、一

体国際農業といふもののどの部分をさして、それと競合するようにするのか、その点は明確になつておらないと思ふのです。そういう点を明確にしたいだきたいと思ひます。価格等の面におきまして、米だけは食糧制度といふものがありまして、二重価格制になつておるわけなのであります。その二重価格制になつておるところの第三米米価ですら、再生産を確保するに足るところの価格にきめるといふことになつておるにもかかわらず、昨年は据え置かれ、これも据え置きをやる、こういうふうな状態になつておる。それなら他に転作をやる、こういうことを言つておられますけれども、転作といふところでなかなか転作すべきものはないのですよ。いま都会におきましては大豆が一本二百円にもなつておる。しかし、農家は二百円の大根を売つておるのであるか。昨年の私の村では白菜を売つておつたわけなんです。白菜のごときに至りましては、百貫目七百円であつたわけなんです。豊作であつても二千貫しかとれません。そうなれば、一反歩についで一万四千円しか収入がないという状態なわけですね。こういう価格政策といふものが全然なおざりになつておつて、そして日本農業の近代化をはかるために、他産業と均衡をとらせるために規模を拡大しなければならぬ、そのためには農地法を改正して、下限の引き上げ、上限の撤廃、小作料の青天井という方向に持つていかなければならぬのだ、さらには農地保有合理化法人といふものをつくつて、そして農地の流動化といふものをさらに促進させていかなければならぬといふことは、あなたは強制的にやらぬといふことを言つておつても、そういう政策的な面において締めつけを受ける農民ができてくるわけなんです。

そういう中で首をちよん切られるという結果になつてしまふのではないか。言つてみまうならば、農村から大部分の農民を追出すところのそういう意図がこの法律改正案の中にあるのじゃないか。そういう点は一体どうお考えになつておるか、お伺いしたいわけなんです。

○渡辺政府委員 農村から人を追い出す政策だといふお話なんです、私も決してそういうふうには考へていないわけでありまう。われわれは今度も総合農政といふようなことを打ち出して、その中には、適正規模以下の農家の離農、これはまあ進めるけれども、離農はさせないといふようなこと、やはり過密過疎にならないような方法といふものも一緒に考へていこうといふような政策をやつておるわけでありまう。

自作農維持資金の話が、これは何回もいまだ出ておるわけでありまう、もともと病氣、災害その他によつて貸し付ける資金でありまうから、零細な農家であつても、その方に全然貸さないといふようなことはございせん。詳しいことは農地局長からさらに説明させたいと思ひます。

兼業農家をどんどん転落させるんだといふお話もございしましたが、これも農村から人を追い出すんだといふような議論と同じようなものの考え方ではないかと私は思ひます。兼業農家の方が必ずしも転落しておるといふふうには私は思つていないのであります。大体一町五反から二町くらいの人はいない。五反歩くらいで、ともかく二種兼業くらいやつておる人のほうが早くにカラーテレビが入つたといふようなことがよくいわれるのであります。現金収入があるし、食うには困らない、こういうふうな方のはうがむしろ生計は楽だといふようなことがいわれておるのであつて、生計が苦しいならば、それは農業だけで、零細な規模で甘んじておる人があつてしょうけれども、やはり他に人数が余つておれば、その方が兼業をして家計の所得がふえていくといふことのはうが生計が楽になつておるのでありますから、ただ単に農業だけで生活を楽にするのか、土地条

ていつていいじゃないか。たとえ開田の規制なんというようなことで、むしろ土地改良の土地を拡大するところの面を——千拓の問題等にいたしましてもそのとおりでしょう。私、新潟でありまするが、福島潟の千拓なんというものは、自由民主党の代議士の皆さんが声を大にして叫んでおったのでありまするが、それはもはや計画からはずれている、こういう問題があるわけであります。あるいはまた八郎潟の千拓の問題にいたしましても同じことがいえるじゃないか。片一方では水田の転用許可の緩和をやつて、片一方においてはそういう都市計画法を適用させ、農地をどんどん狭めていつている。広めるところの政策というのは全然出てきていないわけなんであります。そして面積が狭まったところに、この中に残つてゐる人たちに對してあまねく、価格政策も金融政策も、恩典を与えるところの政策をとらないで、ごく少数の農家にだけその恩典を与えてやるというようなことを強制してゐる。あなたは農村から農民を追つ払うなんということはしないのだと言つても、そういう状態の中に置かれるなら、当然逃げ出す以外にないという結果になるのじゃないか。それは、日本農業の振興發展という立場からするならばあべこべの政策なんじゃないか、こういうことを私は主張してゐるわけなんです。そういう点ではあなたとだいぶ大きな食い違いが起きているのじゃないか、こういうぐあいに思うのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員　開田は抑制をしておる、それはそのとおりであります。こういうような過剰の状態でありますから、さらにここに累積をさせるといふことは当面適當ではありません。したがつて開田は、政府の助成や何かでやつてゐる問題は抑制をしておることは間違ひありません。しかしながら、農用地は全然つくらないのだということではございませんで、たとえば草地造成等について、今回は七十七億円の予算を計上して畜産の基盤を拡充しようというような措置もと、相当多くの草地造成というものが今後とんどんやつてい

こうという姿勢を政府はとっておるわけでありま
す。しかし、いままで水田をやるつもりで工事が
始まったんだけれども、それについて米過剰とい
うことだからこれは取りやめる、取りやめるけれ
ども原野のままでいいかという、そうではな
くて、それは畑に転換をさせよう、こういうよう
なことで、やはり途中で工事を捨てるというよう
なことなくて、畑に転換できるような地域はど
んどんそれを開畑をしておるといふのも事実であ
ります。あるいは果樹等の樹園の造成といふこと
も予算措置を講じてやっておるわけでありまし
て、あなたのおっしゃるように、土地をどんどん
狭めて、狭めっぱなしにしていいのだということ
ではございません。やはり必要な成長作物の用地
というものはさらに広げるべく、ただいまの例の
とおり実はやっておるわけであります。したが
いまして、ただいま御発言になりましたようなこと
はございせん。

○松沢俊三委員　じゃ、具体的にあれしますけれども、たとえば本田の転用基準の緩和の通達というのが出ておるわけなんでありますが、それによりますと、いままでの二種は今度はずぶしても差しつかえないという内容になっておると思うのです。それから一種地も優良農地というものは確保していくのだ、こういうことを実はいつておられるわけなんでありますが、その優良農地というのは、たとえば県道だとか国道とか、そういう沿線の両側百メートルなんというところはもう何につぶしても差しつかえないという通達が出ておるじゃないですか。この通達は優良農地をそのまま確保していくというあなたの方の答弁とはだいぶ食い違っておると思うのですよ。そういう点はどうお考えになりますか。

○渡辺政務委員　これは少しも食い違っておると思いません。御承知のとおりわれわれといたしましては、今回の米過剰に対する対策としてはやはり転換をしていただくというのが基本姿勢でありまして、しかし現実の問題としてなかなか急激な転換ができないということで、臨時的に休耕というも

のもあわせて認めようというのが政府の態度でありますから、やはり他の成長作目への転換をはかつていくのだということは事実であります。しかしながら、時間的にその転換だけではなかなか米過剰は防げないというような非常に緊急事態になっておるものですから、市街地の近郊とかいふ言つたようなところであっても、道路ふち等百メートル以内でそういう施設が非常に必要である、いまだでは買いかえを認めないというようなところも、水田に限っては当分の間これを認めるといふことで、水田についてあくまでも転換をさせたいのだけれども、転換ではこの米過剰が防げないという緊急事態のために緊急措置をとつておる。しかし開畑等はやはり先ほど言つたように進めておるわけでありますから、日本の必要な作物をつくるための努力というものは並行してやっておるのであつて、私は少しも食い違つておるとは思いません。

○松沢(俊)委員　これは私が建設省で調べたのですけれども、国道の延長は二万七千四百四十四キロなんです。それから都道府県道の延長というのは、が十二万二千五百九十一キロです。この両側百メートルずつ、これを転用しても差しつかえないという基準が、昭和四十五年の二月十九日に出されたところの事務次官通達であるわけなんです。そうなりますと、国道沿線では五万四千八百四十一ヘクタールという面積になるわけにあります。それから地方の都道府県道の沿線は二十四万七千

六百五十八・五ヘクタールという面積になるわけです。合わせるとこれで約三十万ヘクタール余りの面積に該当してくるわけなのであります。それから今度、都市計画の面積を見ますと、市街化区域に直接入るところの農地が——ことしの新しい、いわゆる百万都市以上の場合であります、これはやがては全国に波及するところの法律であるわけなんです。当面はこれはそういう要するに限られたところの市町村、こういうふうになつてゐるわけなのであります、これで十九万ヘクタールということになるわけです。合わせます

と、これで約五十万ヘクタールということになるわけですね。そうするとこれはいま当面の問題であるわけなんです。これからこれへと類は類を呼んで広がっていくわけですよ。たとえば三種地というのは一体どういうところなんだという、農業というのがなかなかやりにくいところだが三種地になっているはずですね。二種地というのは、農業をやっているんだ、しかし三種地のつぶれるところがない、やむを得ないという場合には許可しても差しつかえないということなんです。一種地というのは全然つぶしてはならない、こういうことにいままでなっておたわけなんです。ところがそれが今度こういうふうにして新しい都市計画法の制定や、この水田の基準の緩和というものをとお認めになると、一種地であったはずなのに、それができることによって二種地に転落するという問題が起きてくるじゃないか、二種地であっても三種地に転落するという問題が起きてくるじゃないか。そうなれば、あなたは、いや果樹園の造成をやるとか、いろいろなことを言っておられますけれども、その面積は一体幾らなんだ、その面積とこの面積を比較した場合、一体どっちがよけいなんだということなんです。問題なく私がいま言ったところの数字のほうをはるかに私にはよけいだと思ふのです。そういう場合において、農地は守っていくんだということの何の何の保証もないじゃないか、この点は一体どうお考えになるかということなんです。

○渡辺政府委員　ただいま松沢さんからお話しになりました国道、県道沿いに百メートルずつ全部つぶしたらばというようなことは、おそらく水田だけがどの程度国道沿いにある、山がどれだけあって、市街地がどれだけあってというような計算はできていないのではなからうか、水田だけの、何万キロのうち水田に隣接したものが幾ら幾らという計算は、私は建設省でもできてないんじゃないかと思えます。したがって、その二万何千キロという国道の両端を全部つぶしたならばと申し上げても、それには市街地もあるでしょうし、山もある

でしようし、畑もあるでしようし、たんぼもありましよう。したがって、はたしてそれだけの数字が出るかどうか、私は疑問に実は思うのであります。県道についても同様だと思います。またわれわれが国道、県道沿い百メートルについて水田の場合は一農地であっても、いままでも全然認めないわけではありませんが、原則として壊廃を認めなかつたところを、今度は壊廃を認めるようにしたということは、一つには確かに米抑制というような考え方もございます。しかし他面からは、やはり自動車がかだけ多くなればガソリンスタンドもともかくそういうふうな農村地帯で要らないということもないのでありますし、ドライブインが要らないということでもございませんし、また米の集積や何かする倉庫が要らないというわけでもありません。したがって、そういうような道路沿いにそういう必要なものをつくりたいという申請があつたときにはそれを認めますというのであつて、国道沿い、県道沿いが全部これが一ぺんにつぶされるんだというようには私どもは実は思つておらないわけでありませう。

○松沢(俊)委員 私も一べんにつぶれるというふうには考えておりません。しかしながら、あなたがいわゆる果樹園だとか、そういうものをつくって拡大しているんだというお話をやられるから、拡大しているということなら、縮小するところのものと比較してどうであるか、こういう質問をしているわけなのであります。たとえばそういう沿道筋におきましてドライブインだとかあるいはガソリンスタンド、自動車の修理工場、こういうようなものができ上がれば、そこから公害が生まれてくるわけなのであります。要するにこの公害対策というものもきちんとやはり出でいなければならぬにもかかわらず、そういう公害対策というのは、ただつぶすことは次官通達に出ておりますけれども、あがっておらぬわけです。あるいはまた重要産業の施設または倉庫、こういうことはまた重要なわけですが、これはひとつ事務当局のほうに御質問したいと思えますけれども、この

二月十九日付の次官通達の中で、重要産業というのはどういう産業をさして重要産業というのか、この点お伺いしたいと思うのです。

政務次官に対しては、これはやはり公害対策というものはほとんど立っていないんだ。立っていないということになれば、それは山もあり市街地もあるでしょうとあなた言われまますけれども、水田もたいへんたくさんあるわけなんだ。水田だけではない、農地が私は大部分だと思ふのです。市街地だとか山とかいうのを除いたら、その大半が私は農地だと思ふのです。それから都市計画の十九万ヘクタールというのは明らかにこれは農地と、こうなるわけだ。そうすると、あなたが幾ら力説されましても、ことしの予算でこれだけ膨大な果樹園づくりなんということはできる道理はないわけなんですよ。そうすると、だんだんと農地というものは縮小されてくるということが言えるじゃないか、こう私は言うわけなんでありまして、そういう縮小されてくるものを農林省のほうで黙って見て、むしろあべこべにその推進の役割りを果たしていくというのは日本農業を守るところの農林省の立場としてはささかおかしきじゃないか、こういうぐあいには私は言っているわけだ。

○渡辺政府委員 われわれは、公害問題その他そういうふうな問題が起きるようなものが建てられるということがわかっておいてそれらの許可はいたしません。これはやはり許可制でありますから、どういふものをつくるのか、それによって公害が起きるのか起きないのかというところは農林委員会等でも当然これは検討をして許可をするとかしないとかいう問題で、無条件にどんなものでも百メートル以内は許可する、こういう筋合いのものではございません。

なお、草地造成等について参考までに申し上げますと、四十五年度に草地造成を考へてゐるのは三万一千ヘクタールであります。なお、今後の長期見通しの土地造成、こういうものは、水田は入れませんけれども、いま私が言ったような点等については農地局長から詳しく数字的にお答えをさせていただきます。

○中野政府委員 第一種農地で今度国道、県道沿いにつくまされて、重要産業については許可する場があるというところにしたわけでございますが、その重要産業の範囲につきましては、企業合理化促進法というのがございまして、その施行令の第五条で「重要産業に属する事業」というので規定がございまして、たとえば申し上げますと紡績業なりあるいは化学肥料製造業、石油化学工業とか、その他三十七ばかりあがっております。それともう一つは、国有財産特別措置法施行令第十四条に規定がございまして、その中で製糸業それからパルプ製造業、そういう業種が五つと、いま申し上げた企業合理化促進法施行令の事業ということに大体なっております。

それから、いま政務次官がお答えになりましたのに補足して申し上げますと、田畑は、これはたしか私の前の委員会でも申し上げたと思ひますが、われわれのほうのおとしつくりしました長期需給見通しによりますと、田畑合計いたしまして四十二年六百六十六万ヘクタールに對しまして五十二年は五百七十五万ヘクタールに對しまして、若干減少を見込んでおりますが、それにかわりまして、草地面積につきましては四十二年十六万ヘクタールが五十二年には六十一万ヘクタールになる、その結果、農用地面積全体といたしましては六百六十六万ヘクタールが六百三十六万ヘクタールになるというふうなわれわれ将来の見通しを持っておりますわけでございます。

○松沢(俊)委員 私はこの前にも質問しましたのですけれども、この農地法というものは農地を守るといふのがおもしろいところの目的であつたわけなんでありまして、その農地法と関連いたしまして、「水田転用について」の農地転用許可に関する暫定基準の制定」といふこの通達というものは、どう考へてみましても優良農地にだんだんスプロール現象を起させるような結果になるところの通達だと思ふのです。たとえばいま言われまし

たところの重要産業というのは、いわゆる二十何種目に分かれてゐるということをおつておられるわけなんでありまして、石油なんでものはその排液を一体どうするかというところの問題が起きてくるわけなんです。だからそういうものが順々にでき上がってくることにしようという、優良農地がみんな不良農地になってしまうじゃないか、こういう危険性というものがあつたわけなんです。そうすると、農地転用の暫定基準の制定というところの通達は農地法の精神に反するところの通達だ。いわゆる農地法の通達を農林省が出してゐるんじゃないか。こういう通達を出すといふことであるならば、法の改正が行なわれた後にいって出さなければならぬと思ふ。国会においてきまつたところの法律を、農林省という行政府がそれを空洞化するといふことは、私は許されないと申す。どう考へてみましても、これがそのまま行なわれるといふことになりまするならば、たとえばわれわれ公害があるといふことについてはいろいろの条件をつけるんだ、こう政務次官は言っておるんだけれども、この基準の中では条件どころの話か、ちゃんとみ出るわけなんですよ。ガソリンスタンドとかドライブインとか自動車修理工場とかはい、こういうふうになつてゐる。いといふ基準で通達を出しておきながら、これは悪いんだといふところの条件がつけられるという道理はないじゃないか。そうなれば、この通達というものは明らかに法の精神からはずれた、法を空洞化するというところの、立法府を無視したところの通達といふことになるんじゃないか。その点は一々どう考へてゐるんだか、明らかにしてもらいたいと思ふ。

○中野政府委員 現在の農地法におきましても、農地法の目的は、先生先ほどから御指摘のようなことでございまして、あわせて他の産業との調整もやらなければなりません。そのために農地法の四條、五條というのがございまして、その運用は行政府にまかされておりますけれども、関係各省と相談をしまして、農地転用許可基準と

いうのをつくつて農林省と調整、農林省と他産業との調整、その間にあつて優良農地は確保するといふことで進めてきておるわけでございます。今回の御承知のように転用基準を緩和いたしましたのは、先ほど政務次官がその必要性を御説明申し上げたところの通りでございまして、基本的に優良農地もどこもむちゃくちゃにつぶすというふうな転用基準の緩和でありますれば、まさに御指摘のとおりだと思ひますけれども、先ほどから政務次官の御説明のように、優良農地は守りながら他産業との調整、しかも最近の土地造成に際するといふ基本も忘れてはおりませんので、われわれこれによりまして、今度の転用基準の緩和が農地法に違反してゐるといふふうには考へていないわけでございます。

○松沢(俊)委員 中野局長、あなた農林へ行つてやはりよく見られた方がよいと思ふ。要するにそこに石油工場ができた、そこにドライブインができる、優良農地はみんな荒れさちやうんです。それが、全国に網が張られてゐるところの道路網の両側の百メートルも優良農地が全部つぶされちゃうといふことになれば、そこから優良農地といふものが全部不良農地に転化していくといふことだけははつきりしてゐるわけなんです。転化していけば、それは今度二種になり三種になるんですよ。そうすれば、それが一つの糸口になつて、順々に優良農地といふものはつぶれてしまふじゃないか、そういう結果になりますよ。その目的からは、農地法で農地を守るといふところの法の目的からは、これは結果になつてしまふといふことになつて、これは農地法違反の次官通達ということになるんじゃないか、こう思ふわけなんです。これはあなたと私と議論をやつておつてもあれだと思ひますので、なお法制局の長官あたりに来てもらひまして、この問題は明らかにする以外にないと思ふのです。それからもう一つ、法律の問題なんでありまして、実は生産調整の問題でありますけれども、これは強制はしないんだといふ一貫した宣伝です

か、それが行なわれているわけなんです。しかし末端町村に参りますと、これが強制されている。強制されているということになると、やはり職業選択の自由というものが憲法に保障されているわけだ。いまのような百五十万トンの減産をやらんければならぬから、おまえら米をつくるなという、そういう強制的なものとすれば、私はこの政策割当てというものは憲法違反なんじゃないか、こういうぐあいに考えるわけなんではないか、この点はどうか考えられているか、お伺いしたいと思います。

○渡辺政府委員 簡単に答弁いたしますが、これはどこまでも強制はいたしておりません。われわれはどこまでも食糧制度を守るために、自主調整という形で国が補助金を出してお願いをしておるような次第であります。

○松沢俊委員 ここに各市町村の各農家に出した生産調整に対するところの通知書というのがあるわけですが、これは「米生産調整目標面積配分通知書」であります。「あなたの昭和四十五年産米に係る米生産調整目標面積を下記の通り配分いたします」四月三十日まで農家組合長に提出して下さい。こういうことで生産調整目標面積何アル、こういうものが末端の町村で流れているわけなんです。これは憲法の考え方からいって職業選択の自由というのを抑制することになるんじゃないですか。そうならば憲法違反だということになるんじゃないですか、これはどうなんですか。

○渡辺政府委員 これは自主調整ということでありまして、先ほど言ったように、どこまでも強制はしてないのであります。調整目標というものをやはり示さないで、幾ら調整をしていいかわからないから調整目標を示しておる、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○松沢俊委員 調整目標といつても、権力を持っている者が、要するにこういう配分通知書というのを出せば強制になるんじゃないですか。もし強制にならないということであるとしても、こ

れは刑法上からいってやはり問題があると思ひます。刑法の二百三十四条に「威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ、妨害シタル者」これは処罰をするというふうにならぬと出ているわけなんです。こういう通達を出すということになれば、要するに権力を持っている者が人の業務を妨害しているんですから、当然刑法に触れると思ひます。そういうことを政府が末端の市町村長に指導しているという事は、これは間違ひなんじゃないか、こう思ひますが、その点はどうか。

○渡辺政府委員 私は刑法のことはよく存じませんが、物理的に何か業務の執行を妨害するというようなことではないかと思ひます。先ほど言った村長の生産目標の調整ということでは、先ほど言ったように目標を示すということであつて、町村によつては希望をとつておるような町村もござい

ます。法的に強制力があるものではございせん。ただ、生産者団体としても政府としても、食糧制度を守つていくためには、この上に過剰生産をどんどん積み重ねていくということは非常に困難な問題を生じるから、そういうことはなないようにやつていくということ、農業団体なども話合つて、協力するということ、お約束も得てやつておる次第でございます。

○松沢俊委員 いや、米が余っているのだからひとつなるべく調整しようという考え方は考え方でいいのですけれども、しかし、目標額を示して、累段階あたりでは大体この程度の目標である、あるいはまた市町村段階ではこの程度の目標である、したがって協力してくださいということ、この呼びかけをその町村の農家の皆さんにチラシとか何かで出されるということであるならば、これは威力業務妨害の罪にはならないと思ひます。しかし、そうでなしに、ちゃんと個々の農家にまで市町村長が、おまえのこのところの面積はこれだけなんだというふうにしてやつてくるというところの業務を妨害するということになりますから、威力業務妨害の罪にひつかかると私は思ひます。そ

ういう点で、ひとつ政府のほうで御答弁いただきたいことは、こういうような方法でやれということの指示をやつておられるのかどうかということなんです。やつておられるということになれば、政府そのものがやはりその罪に問われることになると思ひます。それはどうですか。

○渡辺政府委員 これはいろんな人から政府としても聞いておることであつて、専門家の意見も聞いておりますが、決して威力妨害罪には該当いたしません。

○松沢俊委員 該当いたしませんと言われますけれども、渡辺政務次官も法律家でもないと思ひますので、これも次の委員会におきましてひとつ法制局長官からでも、来てもらつてなお見解を聞いてみたい、かように考えるわけなんです。

いすれにいたしましても、私いろいろ質問をいたしましたけれども、農地法というものの改正そのものは農地の縮小、そして他の資本が、条文を見ますと、入つてくる可能性というものが十分にありとところの条文改正になつておるわけなんです。ありまして、結局は農業を縮小するということが一つあります。もう一つは、農業の中におきましても、農地の流動化を促進させて、そして零細な農民というものを農村から追い払うということ、これは一貫した考え方が貫かれておるというふうには理解をしておるわけなんです。いすれ大臣もこの条文上のこまかな問題とかあるいはまた政府の所信というものがつきまして、いすれ大臣もお見えになつておるわけで、大臣がおいでになつたら、さらに質問をさせていただきますと思ひます。

大体この程度で終わらせていただきたいと思ひます。

○草野委員長 瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案及びこれに関連して、各関係当局に質問申し上げます。

まず最初に伺いたいのは、農政の一大転換期になつておきまして、現在の農協のあり方、農協の進路ということについてお伺いしたいと思ひます。申すまでもなく農業協同組合法の第八条によれば、「組合は、その行ふ事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」としてあるものであります。現下の農業の実情は、生産農民のためよりは経済上の利益を追求することに傾斜して、農協は農民不在のものとなつておる。今回の農協法の一部改正等によつて、組合による農業の目的に供するための土地の供給事業について農地の売り渡しまは貸し付け、交換の事業等を行なうことになりましたが、この傾向がますます大きくなると思ひますが、そこで、昭和二十二年に農協法が制定されて以来きょうまで二十余年の長い間、農業の発展に大きな役割りを果たしてきたことは言うまでもありませんが、現在では当初とかなり性格を異にしてきておると言えるのであります。すなわち、農協のマンモス化、複雑化、営利至上主義へと主体性のない姿に変わつてつありまして、農業者から遊離したそのビッグビジネスは内外の注目するところになつております。そこで今日多くの農協の事情は、信用事業や販売、購買などに片寄り、本来の目的であるところの農業生産、農業経営の近代化に体当たりしていく姿とは言えない。すなわち、農協の繁栄の裏では、農業生産性と農業所得の著しい立ちおくれが目立つておるのが現状であります。農協の生きべき道は、まず経営指導事業に積極的な姿勢をとり、経済的事業は営農指導と結びつくことによつて初めて効果を發揮し、販売活動に力点を置いて農民のための農協としてその意識に徹するところに農協の発展があると思ひます。このように、農協が掲げる互助の理念というものが大きく後退したといつても過言ではない。しかも、農協の健全な運営は将来のわが国の農業者、農村の振興発展等を決定する重要なポイントであるだけに、今日ほど農協の根本的な体質改善が急がれているときはないと思

そこで、私も初めて国会に出てまいりましたが、この機会に、今回の農協法改正を前に、転換期に立つ農協の進路ともいへべき農協のあり方について、基本的な問題について、あえて見解をお伺いしてみたい、かように思うわけです。

農協が非常にマンモス化をし、複雑化をしてきておるといふことは、これは社会の進展とともに事実であると思います。こういうようなことから、合併農協が官僚化をしておるのではないかと、いろいろなことと、不親切になっておるのではないかというようなこともよく耳にすることがございます。政府といたしましては、やはりこの時代

に即応するように農協が合併をする、大きな大きな資本装備が持てるようになる、また多くの金が貸し付けられるようになるということ、大切なことでございますから、そういうような点について指導をしてまいってきたのであります。

ただいまおっしゃいますように、農協がもつと、生産面あるいは個々の農家の経営面、こういうところなものの指導をもつとものとやるべきでないか、それが本来の目的でないかということでごやいます。私はごもっともな御意見であると思ふのであります。しかしながら、農協といえども、やはり自分自身が赤字経営で倒産をするようなことであつたのでは、これは経営指導や生産指導といふものとはなかなか行ない得ないのであります。

経営指導、生産指導それ自体は直接農協の利益には結びつかない。そのためにまた、なおざりになりがちであるというような点も事実でございませう。したがって、やはり購買事業とかあるいはそのほかの金融事業とか、こういうようなことは通しまして、そうして農協が最小限度の利益を得られ、その利益によって経営指導や生産指導をどんどん——赤字面の生産指導というものを償っていくということもまた大切な点でございます。それらは両方やはりバランスをとらなければならぬのであって、片一方にだけ偏するということ

のないように今後とも推し進めてまいりたいと存じます。またいろいろ具体的な指導の要領等につきましては、農政局長から補足説明をさせたいと思います。

○池田政府委員　ただいま政務次官からお答えがあったとおりでございまして、特につけ加えることもございせんが、農協といたしまして、実はこれは産業組合以来の伝統があるわけでございしますが、従来の事業のあり方というのがやや定型化しているといえますが、マンネリズムにおちいつているという点が確かに私ども見てもあるような気がいたします。その点は農協の中でもそういう御意見はかなりあるようでございまして、従来の経済事業におきましても、事業運営のあり方

について必ずしも従来とおりではない。むしろ、もう小し合理化をすべきではないかという方向が最近強く出てきております。それからまたその他の事業におきましても、最近特に農協が主張しておりますのは、たとえば営農団地の造成という事業がございますが、これは要するに生産から消費までを兼ねまして、これを組織的な形に持っていく、その中で農協が生産なりあるいは流通段階なりの役割りをになう、こういうようなことも逐次手をつけ出しておるわけでございます。そういうようなことで、特に生産面につきましてはなお十分でない点がございいますので、いま申し上げましたような点を含めまして努力をする方向にあると思ひますし、私どももそういう線で指導してまいりたいと思つております。

○瀬野委員 ただいま農協のあり方、進路といったようなことについての基本的な見解を一応承ったわけですが、今後に残された数多くの問題があるわけでございますけれども、農協の体制整備という点から、私は次に農協の合併問題についてお尋ねをしてみたいと思います。

午前中も参考人の出席がありまして、私からも意見を伺ひしたわけでございますが、農林省の調査によると、総合農協が三十六年三月末一万二千五十組合あったものが四十四年三月で六千四

百七十組合、専門農協が一萬六千八百四十六組合あったものが四十四年の三月で一萬一千九百三十一組合、合計一萬八千四百一組合となっており、農協の合併実績というものは、三十六年かから四十三年の八年間に合併助成法が適用されて合併が行なわれたわけですけれども、千六百八十九件で参加組合数が七千二百十七組合、合併助成法以外の合併が二百九十七件で千二百一組合となっており、そこで未合併の組合は現在幾らあつて、合併指導をしたが諸般の事情で合併ができなかつた組合がどのぐらいあつたか、そういうことについてどのようにに掌握しておられるか、その点を伺ひたいのでございます。

○池田政府委員　ただいま合併につきまして数字

のお話があったわけでございますが、私もこの法律ができまして合併計画を進めます場合に、当初一つの予定みたいなものを立てたわけでございます。その立てました予定の数字と、それから八年間合併助成法を運用いたしました結果とを比べてみますと、大体当初の予定を達成したわけでございまして、当初の計画に対して確か一〇三%であったかと思いますが、予定されております数字は若干オーバーをいたしたのでございます。計画の数字を申し上げますと、当初の計画では参加組合の数が七千三十八組合の予定でございましたが、実績は七千二百十七、一〇三%でございまして、そういう点から申し上げますと、大体当初の目的を達成したというふうに考えるわけでございますが、中にはいろいろな事情で、これは地域的ないろいろな事情があると思いますが、必ずしも予定どおりの合併ができなかったところもあるようにございますが、大部分は達成した、さように考えておるわけでございます。

○瀬野委員 ただいま一〇三％の合併で当初の目的は達成した、こういう説明がございましたが、

をいたしまして約八年間、現在もうすでに九年を以て合併御承知のように系統農協は昭和三十六年から合併を経ておりますが、合併助成法の適用のもとに組織の基本である農協の合併を行なつてまいりまゝ

た。機能的強化、経営基盤の整備を進めてきたのでありますけれども、当初合併した組合はもうすでに九年間という経過をしておるわけでございまして、現今の激しい変化する経済、農業情勢のもとでは、農協がみずからの体質を強め、活動を活発にし、本来の機能と役割りを果たす体制整備が重要であるにもかかわらず、現在なお多数の小規模農協が存在しておる現状であります。先ほども説明がありましたように、三百から五百の小さな組合が事実あるわけでございまして、こういった組合員数からする経済的基礎、職員数からするとこの執行体制等、いずれも弱小であって、各種事業も専門的かつ総合して運営する経済体制を有していないので、農林省は現下の農政の姿から見まして、これら農協の再合併、すなわちすでに合併した組合を再合併並びに前回合併できなかった組合等の合併等についていかなる見解をお持ちになつておられるか、お伺いしたいのであります。

○渡辺政府委員 国全体といたしますと、農協の

合併の進捗具合」というものは、先づ農務局長から御説明したとおりでございますが、確かに部分的には私も知っております。一つの村でまだ三つ農協があるというようなところが私のところにもあります。したがって、そういうようなところもできるだけ合併をしてもらいたい、こういうふうな指導はいたしております。しかしながら、合併助成法があつてもいままでも合併できなかったというような農協は、いろいろやはりむずかしい事情がございます。なかなかこれは困難なわけでありませう。相当程度時間をかけなければならぬのではないかと思っております。しかしながら、行政指導としてはやはり適正規模以下であるというようなところについては、合併の問題は、これは陰に陽にしてもらうように指導してまいりたいと思いますが、国全体から見れば大体合併が思わしい方向で決着いたしておりますから、国としては、新しく法律をつくってさらに再合併を促進するということのようなことは目下のところ考えてはおりません。

○瀬野委員 ただいまの説明で方針は一応わかりましたが、現在の農政のあり方というのを見ましたときに、当時から見まして、時代はひとつ大きな転換期になってまいっているわけですから、そこで、午前中も参考人の供述によつて、宮脇参考人から、全国中央会等の考え等が明らかになりましたが、農協の合併について、全中でも四十四年十一月四日に総合審議会で決定し、さらに四十四年十一月二十五日には理事会でも決定の上、現在系統農協においては、自主合併を基本として、農協組織の強い連帯意識のもとに農協の合併を推進しておられます。これら系統農協の組織、事業の整備を行なうべく推進するために農林省はいま合併の意思はない、こういうふうにおっしゃっておられますけれども、この全中中等でお困りになっている問題は、こういうふうな自主合併をする際に、合併を円滑になしめるために、合併に伴う法人税、登録免許税等の税務上の特例措置というものを強く要望しておられますが、こういった点についてはいかなるお考えでございませうか、お伺いしたいのであります。

○渡辺政府委員 先ほどお答えをいたしましたように、国としては合併をさせる意思はないというのでなくして、零細な農協がまだ一部に残っておりますから、それらについては合併を進めるためにいろいろと指導、助言をしてみたい、こう思うのであります。しかしながら、法人税の免税問題その他の問題等は新しく法律をつくるか、税法の特例を開くかする以外にはないのであります。農林省としてはいまのところその少数の合併をしない農協というものが、いろいろないきさつがあつていままで手をかえ品をかえてやってきても合併ができなかつたというふうな経過にかんがみまして、ここで新しい法律をつくつてもはたしてそれが相当な効果をあげるかどうかというふうな点等にも疑問もございまして、先ほど言ったように国全体としても合併の目的は一応達しておるので、いまのところ新法律をこしらえてさらに合併を進めるとか、あるいはごく少数の農協のため

に新しい法律を別にこしらえるというふうなことは考えていない。もっぱら行政指導と農協自体の自主合併を要請する、こういう考えで進むつもりであります。

○瀬野委員 それでは合併問題でもう一点この機会にお伺いをいたしておきます。

農協が現在だんだん大型化してまいりました。今回の農協法改正によつて土地を扱うということになりますと、ますます窓口も人材も要る段階になってまいります。そういったことで、最近の動きとしまして、大型農協の全国連に対する直接加入という問題がいろいろ取りざたされておりますが、三段階から二段階という問題でございまして、これに対して農林省の見解をお伺いしたいのであります。

○渡辺政府委員 最近における農産物あるいは農業資材等の流通市場の変化、また農協合併の進展によるところの農協の大規模化、こういうことで大型農協がたゞでございまして、それらのもので直接全国の連合会に加盟をしたいという要望が強く持ち出されているというの、ただいま御指摘のとおりでございまして。しかしながら、この問題は基本的には農協内部の組織あるいは事業運営のあり方という問題であらうと思つております。農林省といたしましては、農協内部の問題ではございまして、しかしながら、農協の中でもそういうふうな考えを受け入れようというふうな機運になつてくるものから、それについては直接加盟が大型農協についてできるようないろいろな援助をしてあげたい、協力をしたい、かように思つております。

○瀬野委員 大体的な方向は承知いたしました。農協法改正に伴ひまして、次に経営監査のことについてお伺いしたいと思ひます。

今回の改正でいよいよ農協が土地を取り扱うということになってまいりますが、現在農協に対して年一回の経営監査というものが行なわれることになっておりますけれども、これまであまり行なわれていないという実情で、現在問題等がいろいろ

発生しているわけですが、農協の経営監査ということについて、監査状況の現況をお知らせいただきたいと思ひます。

○池田政府委員 農協に対してする監査は農林省、それから県等と分かれて行なつてございまして、単協の数字を若干御説明申し上げたいと思ひます。

現在監査の対象になるような組合が七千弱ぐらゐりますが、それに対しては監査、検査をいたしましたが実績は、年次によりまして若干違いますが、たとえば四十三年の実績をとってみますと、約二千八百組合ぐらゐる県におきまして検査をいたしているわけがございまして、したがって、大体四〇％強ぐらゐる検査をいたしているわけがございまして。

なお、そのほかに中央会が、これは検査というものではございせんが、指導を兼ねまして監査をいたしております。これはまた別にやっておりますのでございまして。

○瀬野委員 ただいまの報告で約四〇％の監査、もちろんこれは行政の監査と中央会の監査と二通りあるわけですが、農協で最近起きております事故等の件数といふことが、最近起きています事故の原因等についてどのくらいどのようになつておられるか、過去二、三年の監査にあがつてきた事故等の概略についてお伺いしたいと思ひます。

○池田政府委員 農協におきましていろいろ事故、不正事件というふうなものをお尋ねでございしますが、これはかなり大きな数字が出ておりますので、私どももかねがねその絶滅にいろいろ努力をいたしているわけがございまして、四十三年におきまして数字を申し上げますと、件数にいたしまして七十三件ほどございまして、金額にいたしまして約十五億でございまして。それから、前年の四十二年は、件数が百一件でございまして、金額が四十億でございまして。四十一年は、七十四件で、これは大体四十二年と同じでございまして、金額は

約十六億でございまして。

○瀬野委員 ただいま報告いただきましたが、おそらく、監査を四〇％した結果こういふことでございまして、全体監査をしたならばかなり大きなものが出てくるのではないかと、こう思つております。

そこで、農協のこういった事故、不正問題等がかなり多くあつておりますが、これは会計監査のずさん、場当たり融資等経営のずさんなところがあつておられるわけがございまして、農林省はこういった原因について具体的にどのようになつておられるか、お伺いしたいのであります。

最近の、一、二の事例を申し上げますと、先般東京都北多摩郡の農協で起きた事件などは、高い利子をえさに東京都内の預金者を農協に誘引せしめ、預金証書紛失を口実に証書を再発行させて、これを担保に農協から四千五百万円をだましとつたという詐欺事件であります。農家の大事な金を、農協側はこれまでも約五十通の預金証書を再発行しておつた。それでも気づかなかつた。預金原簿も調べずに預金証書だけで貸し付けをいたしておりました。経営のルーズさというものが問題になつておられるわけが、しかもこのことは四十三年から起きている問題で、土地ブームに乗りまして預金高も急上昇し、十年前は数億円だったのが、現在では一農協で二十億円にも達しているといわれております。組合長も、貸し出しの際預金原簿と照合すれば被害にあわずに済んだと、手落ちのほどを認めておられる事例であります。

ちなみにもう一件申し上げますと、越谷市の農協では、預金と利子の合計四千四百二十余万円が、知らぬ間におろされて蒸発したという事件であります。この事件も、四十二年六月から起きた問題で、農協側は計画的な詐欺にかつたと言つておりますし、これも農協の管理のルーズさから起きた問題で、支所長は責任をとつて辞表を出し、組合長は手落ちを認めているわけがであります。

また農林部等では、農協不正防止応急対策要綱というものをまとめて監査指導をした結果、県

内百八十六農協のうち、帳簿のつけ落としや出金、納金伝票に責任者の印鑑のないもの、日付のないものも数に上った。銀行と違つて農協はペテランの職員が少ないだけに、たいへん心配であります。

このほか、四十四年にも、入間郡の名栗農協の問題などありますし、私のほうの九州でも承知しておるわけですが、こゝにいたる事故が、農家の大事な金を扱つてゐるだけに、あととたいへんな問題になるわけでございます。農業協同組合法第九十四条にも「業務又は会計の状況の検査」が規定してありますけれども、現在、報告のみにとらわれて、検査、監督ということに對し積極的でないように思われますが、こゝにいたる点について御見解を承りたいのであります。

○池田政府委員 いま御指摘の組合の事件は、私ももおおむね承知してゐるわけでございますが、いま御指摘のような組合を含めまして、いままで起こりましたいろいろな事故の原因を総括してみますと、私どもの理解では、大別いたしまして二つほどあるのではないだろうかという気がいたします。二つと申しますのは、一つは、やはりこの組合の運営に当たつております役員なりあるいは職員の自覚がどうも十分でない。組合員の大事な金を預かる、また相当多額の金の貸し出し等をしてゐるわけでございますから、その手続等については完全を期さなければならぬわけでございます。どうもそれが必ずしもそうでなくて、昔ながらのやり方でやつておるといふような点が非常に多いわけでございます。

それからもう一つは、これは私もも検査等をしていましていつもそういう感じを深くするわけでございますが、どうも内部の牽制組織といひますか、そういうものが必ずしも確立してゐない場合がかなりあるわけでございます。これは特に小規模の組合に多いわけですが、貯金の事務なりあるいは貸し付けの事務なり、単に一人でやるのではなしに、数人の人が互いに牽制し合うような組織をとつておらなければならぬのに、そ

れが必ずしもできてゐない。一人の人がすべてをまかなうというふうなことがあるわけでございます。そういうふうなことが大きな原因であるように思ふわけでございます。そういうふうな特とにつきまして、私ももかねがねいろいろ、特に信用事業を中心にして、整備強化運動というふうなことを指導してございまして、貸し付け金のいろいろなチェックでございますとか、内部牽制組織の確立というふうな点につきまして、ここ数年いろいろやつておるわけでございます。必ずしも、非常に成績が上がつたといふことを申し上げられないのはまことに遺憾でございますが、若干、その効果はあがりつつあるといふうには理解しておるわけでございます。

○瀬野委員 ただいま御報告いただきましたが、原因に二つあると申されまして、職員、役員等の自覚の欠陥、もう一つは内部組織の確立という問題を上げられて、一人の人がすべてをやつてゐるというふうな問題があるといふことを言われまして、全く小規模農協等では、そういうことが實際に行なわれております。そこで合併の問題等にもいろいろ関連してくるわけですね。そこで私がお伺ひしたいことは、このような事故があとを断たない、しかも最近高速道路の土地補償の金とかあるいは飛行場用地、あるいはいろいろな宅地造成等によるお金を農協に預金して、相当膨大な金が預金されておる農協があります。こういうものをみますときに、ますます金額の扱いも多くなつてまいりますので、こゝにいたる監査並びに検査体制といふものを確立しなければならぬのではないかと思ひます。そこで、全組合の検査体制をつくるべきではないか、そうすることによつて事故を防ぐこともできるのではないか、こゝにいたるように思つておるわけですが、こゝにいたる検査体制について当局の考えをお聞きしておきたいのであります。

○池田政府委員 先ほどの御質問にお答え申し上げます。現在の単協の検査は四割強といふものを一年間にやつておる。農協法の規定から

申し上げますと、常例として一年一回やるというたてまえになつておりますので、そういう点からいふと、なお非常に不十分なわけでございます。その原因は、端的に申し上げますと、やはり検査に当たります人員が十分でないといふようなことが基本的な原因でございますので、私どももいたしましは、やはりまず第一にそういう検査の体制を整備して、でき得る限り人員の増加をはかる、こゝにいたるのがまず第一であると考えておるわけでございます。実は明年度におきましては、若干、農林省関係は増員を要はいたしておるわけでございますが、さらに今後私どもは増員に努力をしたい、こゝにいたる考えでございます。県におきましても、もちろん増員がなされるのが一番望ましいわけでございます。私どもも機会あるごとにそういうお願いはいたしておりますが、何ぶんこれは県の財政の問題でございますので、一挙にこの問題を解決するといふのは、現状においては非常にむづかしいと思つておるわけでございます。そこで私どももいたしましては、これを補うために、やはり農協の中央会が監査関係の人をかかえておりました監査をやつておられますので、それを極力充実していただく、こゝにいたるようなこともお願いをしておるわけでございます。それと同時に、やはり検査をいたしまして、その結果わかるというのでは、これははなはだ手おくれでございますので、むしろそういうことが起こらないように事前に指導を徹底する、農協としてもそういう体制を整備していただくというのが基本でございますので、先ほど申し上げました農協の信用事業の整備の特別事業といふようなものをきめまして、たとえば貸し付け金につきましては総点検をする。ルールに従つて行なわれてゐるかどうか総点検をする、あるいは内部牽制組織についても現状をよくチェックをいたしまして、不十分なところを補う、こゝにいたるようなことをあわせて指導をいたしておるわけでございます。

○瀬野委員 ただいまの説明でわかりますように、実際に人は人が足りない。また農協の中央会の職員を応援させているとか、近く総点検をするような話等もございましたが、私も長く県に籍を置いておりましたけれども、実際の問題として農政部の検査課等も仕事に忙殺されて手が回らずに、一年間におよばぬ監査しかできない。しかも中央会の職員等の応援を得て、いわばなれ合い監査みたいになつておりました、事故があとを断たないといふ現況でございます。そういうようなところをよく把握していただいて、強力にこの検査体制を整えて事故が起らないように、今後ますます法改正によつて農協の立場も重きをなす段階になつてまいりますので、私は、当局に指導、監督の切なることをお願いする次第でございます。いま委員長から連絡がありまして、きょうは五時半でございますので、明日引き続き質問をお願いすることにしたしまして、本日は、これで打ち切らせていただきます。

○草野委員長 次回は二十五日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十三分散会

昭和四十五年四月三日印刷

昭和四十五年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局